

北庄内合併協議会 第1回第2小委員会

日 時：平成16年11月27日(土) 第1回協議会終了後
場 所：平田町農村環境改善センター 多目的ホール

次 第

1 開 会

2 正副委員長の選出

3 委員長あいさつ

4 協 議

- (1) 協議第18号 協定項目23 自治会・行政連絡機構の取扱いについて
- (2) 協議第21号 協定項目24 - (4) まちづくり関係事業の取扱いについて
- (3) 協議第32号 協定項目24 - (16) 学校関係事業の取扱いについて
- (4) 協議第33号 協定項目24 - (17) 生涯学習関係事業の取扱いについて
- (5) 協議第38号 協定項目24 - (3) 電算システムの取扱いについて

- (6) 協議第40号 協定項目5 財産の取扱いについて

5 その他

6 閉 会

協議第 18 号

協定項目 23

自治会、行政連絡機構の取扱いについて

自治会、行政連絡機構の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 27 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

自治会・行政連絡機構の取扱いについて

- (1) 自治会(区)長会の組織については、当面現行のとおりとし、合併後速やかに統合するよう働きかける。
- (2) 自治会(区)長報酬については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。ただし、広報配布分を除く。
- (3) 自治会(区)長会補助金及び酒田市自治会組織等運営費補助金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目23	自治会、行政連絡機構の取扱いについて
調整方針(案)	(1)自治会(区)長会の組織については、当面現行のとおりとし、合併後速やかに統合するよう働きかける。

所管部会・分科会 企画財政部会 まちづくり分科会

自治会(区)及び自治会(区)長会に関する1市3町の現状

項目	酒田市	酒田市公民館地区自治会連合会	八幡町	松山町	平田町	
自治会関係の組織	<p>酒田市自治会連合会</p>	<p>酒田市公民館地区自治会連合会</p>	<p>八幡町区長会</p>	<p>松山町駐在員連絡協議会</p>	<p>平田町区長連絡協議会</p>	
	例規等による行政との関わり		協力員について、「酒田市協力員設置規則」あり	区長について、「八幡町区長設置規則」あり	駐在員について、「松山町駐在員設置条例」あり	区長について、「平田町区長設置規則」あり
		行政と関わり 住民への連絡 ○ 文書の配布	行政と関わり 住民への連絡 ○ 広報及び文書の配布 ○ 軽易な調査 等	行政と関わり ○ 住民への連絡 ○ 広報の配布 ○ 他町行政への協力 等	行政と関わり ○ 住民への連絡 ○ 広報の配布 ○ 他町行政への協力 等	行政と関わり ○ 広報の配布 ○ 他町行政への協力 等
		協力員は市の非常勤特別職(上図の網掛の部分)	区長は町の非常勤特別職(上図の網掛の部分)	駐在員は町の非常勤特別職(上図の網掛の部分)	区長は町の非常勤特別職(上図の網掛の部分)	

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目 2 3	自治会、行政連絡機構の取扱いについて
調整方針(案)	(1)自治会(区)長会の組織については、当面現行のとおりとし、合併後速やかに統合するよう働きかける。

所管部会・分科会 企画財政部会 まちづくり分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針
<p>市街地区 公民館地区 自治会数 182 146</p> <p>自治会長会 連合会 市街地 178 自治会で組織する「酒田市自治会連合会」と公民館(中央公民館を除く)地区 145 自治会で組織する「酒田市公民館地区自治会連合会」の二つの連合会がある。 酒田市自治会連合会は設立から 4 1 年の歴史があり、独自に事務所を構え、事務はすべて連合会で行っている。 酒田市公民館地区自治会連合会は平成 1 0 年 4 月に設立された。</p> <p>【目的】 自治会活動の自主性を尊重し、加盟自治会相互の融和・親睦並びに連絡協調を図り、市政発展に協力して健全なる自治会の発展に努めると共に、市民活動の向上に寄与する。</p> <p>【補助金額】 酒田市自治会連合会 2,253,000 円 酒田市公民館地区自治会連合会 563,000 円</p>	<p>自治会数 49</p> <p>自治会長会 区長会 八幡町にある 49 の区長で組織する「八幡町区長会」</p> <p>【目的】 町と町民との相互連絡協調により、円滑な運営に努めるとともに会員相互の親睦を図る。</p> <p>【補助金額】 360,000 円</p>	<p>自治会数 43</p> <p>自治会長会 駐在員連絡協議会 松山町には町内 43 地区の駐在員で組織する「松山町駐在員連絡協議会」</p> <p>【目的】 町行政事務の円滑な執行と地区住民の福祉増進を推進するとともに、会員相互の連携協調を図る。</p> <p>【補助金額】 129,000 円</p>	<p>自治会数 39</p> <p>自治会長会 《区長連絡協議会》 平田町の 39 の集落区長で組織する「平田町区長連絡協議会」</p> <p>【目的】 町当局と地区住民の連絡協調を図りながら、町民福祉と地区の発展向上を期すとともに、会員相互の親睦を図る。</p> <p>【補助金額】 243,000 円</p>	<p>自治会総数 459</p> <p>同名称の自治会 区名 市町名 中村 酒田市 平田町 円能寺 酒田市 平田町</p> <p>似通った名称の自治会 曙 1 ~ 2 丁目 酒田市 曙 八幡町 本町 1 ~ 3 丁目 酒田市 本町 松山町 中町 1 ~ 3 丁目 酒田市 仲町 松山町</p> <p>自治会(区)長会連絡協議会の立ち上げ</p>	<p>自治会(区)の組織については、現行のとおりとする。</p>

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目 2 3	自治会、行政連絡機構の取扱いについて																																												
調整方針(案)	(2)自治会(区)長報酬については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後調整する。ただし、広報配布分を除く。 (3)自治会(区)長会補助金及び酒田市自治会組織等運営費補助金については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後調整する。																																												
<table border="1" style="float: right; margin-left: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">所管部会・分科会</td> <td style="padding: 2px;">企画財政部会 まちづくり分科会</td> </tr> </table>						所管部会・分科会	企画財政部会 まちづくり分科会																																						
所管部会・分科会	企画財政部会 まちづくり分科会																																												
<p style="text-align: center;">酒田市</p> <p>酒田市協力員 市行政事務の円滑を期するため、公民館(中央公民館を除く)の所管区及び飛鳥地区に協力員を置く。協力員数159人 【任期】 2年 【身分】 非常勤特別職の職員として市長が委嘱 【報酬年額】 均等割 7,100円 世帯割 190円×世帯数 市広報配布 510円×世帯数 【予算】 年間予算 6,253,000円</p>	<p style="text-align: center;">八幡町</p> <p>八幡町区長 住民との連絡を密にし、町行政の円滑な運営を図るため、町長の補助機関として設置している。区長数49人 【任期】 2年 【身分】 八幡町非常勤特別職の職員として、町長が委嘱 【報酬年額】 均等割 70,000円 世帯割 1,700円×世帯数 【予算】 年間予算 6,703,000円</p>	<p style="text-align: center;">松山町</p> <p>松山町駐在員 町行政事務の円滑を期するため、各自治会に駐在員を置く。駐在員数43名。 【任期】 2年 【身分】 非常勤特別職の職員として町長が委嘱 【報酬年額】 均等割 60,000円 世帯割 3,500円×世帯数 【予算】 年間予算 7,785,000円</p>	<p style="text-align: center;">平田町</p> <p>区長 町行政事務の円滑を期し、住民の福祉増進等を図るため、各集落に区長1名を置く。区長数39人 【任期】 2年 【身分】 非常勤特別職の職員として町長が委嘱 【報酬年額】 年額 138,000円 【委託料】 1,200円×世帯数 【予算】 年間予算 7,872,000円</p>	<p style="text-align: center;">課題</p> <p>広報配布員の委嘱 酒田市の例 510円×世帯数</p>	<p style="text-align: center;">調整方針</p> <p>現行のとおり新市に引継ぎ、合併後調整する。ただし、広報配布分を除く。</p>																																								
<p>自治会組織等運営費補助金 市街地自治会に対して、自治会組織の活動促進を図るため補助金を交付している。 【目的】 自治会組織の活動促進を図り、もって住民福祉の向上に寄与するため、自治会に対して補助金を交付する。 【交付対象】 酒田市自治会連合会に加入している自治会、その他住民が組織する自治組織(協力員が配置されている地区を除く)とする。 【補助金の額】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>世帯数</th> <th>均等割額</th> <th>世帯割額</th> <th>補助金交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50以内</td> <td>7,100円</td> <td>9,500円</td> <td>16,600円</td> </tr> <tr> <td>51~100</td> <td></td> <td>19,500円</td> <td>26,100円</td> </tr> <tr> <td>101~150</td> <td></td> <td>28,500円</td> <td>35,600円</td> </tr> <tr> <td>151~200</td> <td></td> <td>38,000円</td> <td>45,100円</td> </tr> <tr> <td>201~250</td> <td></td> <td>47,500円</td> <td>54,600円</td> </tr> <tr> <td>251~300</td> <td></td> <td>57,000円</td> <td>64,100円</td> </tr> <tr> <td>301~350</td> <td></td> <td>66,500円</td> <td>73,600円</td> </tr> <tr> <td>351~400</td> <td></td> <td>76,000円</td> <td>83,100円</td> </tr> <tr> <td>401以上</td> <td></td> <td>85,500円</td> <td>92,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【補助金の額】 6,560,000円</p>	世帯数	均等割額	世帯割額	補助金交付金額	50以内	7,100円	9,500円	16,600円	51~100		19,500円	26,100円	101~150		28,500円	35,600円	151~200		38,000円	45,100円	201~250		47,500円	54,600円	251~300		57,000円	64,100円	301~350		66,500円	73,600円	351~400		76,000円	83,100円	401以上		85,500円	92,600円					<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。</p>
世帯数	均等割額	世帯割額	補助金交付金額																																										
50以内	7,100円	9,500円	16,600円																																										
51~100		19,500円	26,100円																																										
101~150		28,500円	35,600円																																										
151~200		38,000円	45,100円																																										
201~250		47,500円	54,600円																																										
251~300		57,000円	64,100円																																										
301~350		66,500円	73,600円																																										
351~400		76,000円	83,100円																																										
401以上		85,500円	92,600円																																										
<p>自治会連合会補助金 【補助金額】 酒田市自治会連合会 2,253,000円 酒田市公民館地区自治会連合会 563,000円</p>	<p>区長会補助金 【補助金額】 360,000円</p>	<p>駐在員連絡協議会補助金 【補助金額】 129,000円</p>	<p>区長連絡協議会補助金 【補助金額】 243,000円</p>		<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。</p>																																								

協議第 2 1 号

協定項目 2 4 - (4)

まちづくり関係事業の取扱いについて

まちづくり関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

まちづくり関係事業の取扱いについて

- (1) 市民活動支援事業については、合併までに調整し統一する。
- (2) 地域コミュニティへの補助金、交付金等については、当面現行のとおりとすることを基本とし、合併後調整を図り統一する。
- (3) 自治会(区)及び地縁団体等の集会所建設事業については、合併時に統一した方法で実施する。ただし、経過措置として、3町の集会施設の新築事業については平成19年度まで、また、現在利子補給を受けている事業については償還が終わるまで、現行の制度を適用する。

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(4)	まちづくり関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 市民活動支援事業については、合併までに調整し統一する。 (2) 地域コミュニティへの補助金、交付金等については、当面現行のとおりとすることを基本とし、合併後調整を図り統一する。

所管部会・分科会 企画調整部会 まちづくり分科会

事業区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
市民活動支援事業	<p>市民活動支援事業費補助金</p> <p>【目的】 自主的にまちづくりを実践している市民活動団体の発掘と、市民活動団体の活動に対する新たな事業展開への動機づけを促進するために補助金を交付する。</p> <p>【支援内容】 5人以上の団体、グループの活動に対象経費の3分の2以内で30万円を上限に助成する。 事業費が5万円以下の活動に対しては、対象額から一定額(1万円)を引いた額を助成する。</p> <p>【予算】 市民活動支援業務委託料 2,024,000円 内訳 市民活動支援事業費補助金 1,900,000円 市民活動支援事業事務 124,000円</p>	<p>区・地域生涯学習活性化推進補助金</p> <p>【目的】 各区及び地区生涯学習推進会議が行う地域おこし・生きがいづくりに資する事業に対し補助する。</p> <p>【支援内容】 次の事業に補助金を交付する。 研修会的な事業 文化的な事業 レクリエーション的な事業 ボランティア的な事業 区内の各団体で行われる事業</p> <p>【交付の条件等】 新しい事業、今までの企画を変える事業等、生涯学習の起爆剤となる事業 継続性が見込まれる事業 区・地域の誇りとして残る事業 地域おこし等に意義深い事業</p> <p>【補助金の額】 事業費の1/2で5万円を限度。原則3ヵ年継続事業。 ただし、懇親会費は含まない。</p> <p>【年間予算枠】 200,000円</p>	<p>松山町地域づくり団体支援事業補助金</p> <p>【目的】 個性豊かな活力に満ちた地域社会をつくるために、団体(サークル団体を含む。)が自ら行う地域づくり事業に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>【内容】 地域における多様な歴史・文化等を活かした特徴ある地域づくりを推進するため、次の項目に重点を置いて実践する事業とする。 生涯学習の推進に関する事業 地域景観形成の推進に関する事業 福祉、ボランティア活動の推進に関する事業 伝統文化の継承、振興に関する事業 その他町長が特に必要と認める事業</p> <p>【予算】 平成16年度予算 @120千円×2団体=240千円</p>		合併までに調整し統一する
地域コミュニティへの補助金、交付金等	<p>生涯学習事業で実施 酒田市コミュニティ振興事業補助金 57,771,000円</p>	<p>公民館事業で実施 各地区生涯学習推進会議活動補助金 200,000円</p>		<p>まちづくり推進事業費補助金</p> <p>【目的】 地域(分館単位)を中心に住民が主体となったまちづくり活動を支援し「緑と水心ふれあう町 平田」の実現を図るため補助金を交付する。</p> <p>【補助内容】 地域づくり計画(分館毎にH12町総合計画策定時に策定)に計画されているソフト事業及び町長が適当と認めた事業。 予算の範囲内としているが、創設期からおおむね10万円程度の補助として定着している。</p> <p>【審査方法等】 毎年5月10日まで企画課へ補助金の申請、翌年度4月10日まで実績報告。 内容は事務局が確認。</p> <p>【予算】 900,000円(90,000円×10分館)</p> <p>公民館事業で実施 地区公民館活動補助金 2,700,000円</p>	当面現行のとおりとし、合併後公民館事業等他事行と調整を図ることとする

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(4)	まちづくり関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(3)自治会(区)及び地縁団体等の集会所建設事業については、合併時に統一した方法で実施する。ただし、経過措置として、3町の集会施設の新築事業については平成19年度まで、また、現在利子補給を受けている事業については償還が終わるまで、現行の制度を適用する。

所管部会・分科会 企画財政部会 まちづくり分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																																															
<p>自治会館建設資金利子補給金</p> <p>【目的】 自治会館建設等(新築、工事額が50万円以上の改築及び増築)に対し資金の融資の斡旋及び利子補給を行うことで、自治会活動に寄与するものである。</p> <p>【補助金の額】 利子補給は、融資額600万円を限度とし、年利3パーセント以内で7年の元金均等償還で算出した額を限度に補助金を交付する。</p> <p>【実績】</p> <table border="0"> <tr> <td>平成13年度</td> <td>13自治会</td> <td>952,616円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>12自治会</td> <td>983,016円</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>10自治会</td> <td>764,494円</td> </tr> </table>	平成13年度	13自治会	952,616円	平成14年度	12自治会	983,016円	平成15年度	10自治会	764,494円	<p>公民館建設費補助金交付規程</p> <p>【目的】 生涯教育の振興を図るため、地方自治法第260条の2に基づく地縁による団体として町長の許可を受けた区の公民館等の集会施設を新築又は増改築する区に対して補助金を交付する。</p> <p>【補助対象事業】 新築、増改築建物の面積は30㎡以上 会議集会及び学習・実習に必要な施設 水道、便所を完備</p> <p>【補助金の額】 1/3以内、限度額500万円 移転補償に伴うものは、実建設費から補償額等を差し引いた額の1/3以内、限度額500万円</p> <p>【実績】</p> <table border="0"> <tr> <td>平成13年度</td> <td>1区</td> <td>5,000千円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>1区</td> <td>5,000千円</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成16年度計画</td> <td>1区</td> <td>5,000千円</td> </tr> </table> <p>過疎対策事業債を適用 (70%交付税算入)</p>	平成13年度	1区	5,000千円	平成14年度	1区	5,000千円	平成15年度	なし		平成16年度計画	1区	5,000千円	<p>自治会集会施設整備事業補助金)</p> <p>【目的】 自治会(地縁団体の認可を受けた自治会に限る。)に対して集会施設を整備することで、自治会活動に寄与するもの。</p> <p>【補助金の額】</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>1/2以内</td> <td>限度額 1,000万円</td> </tr> <tr> <td>用地</td> <td>1/2以内</td> <td>限度額 500万円</td> </tr> </table> <p>【実績】</p> <table border="0"> <tr> <td>平成13年度</td> <td>1自治会</td> <td>6,032千円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>2自治会</td> <td>8,291千円</td> </tr> <tr> <td>平成16年度計画</td> <td>3自治会</td> <td>26,000千円</td> </tr> </table> <p>過疎対策事業債を適用 (70%交付税算入)</p>	建物	1/2以内	限度額 1,000万円	用地	1/2以内	限度額 500万円	平成13年度	1自治会	6,032千円	平成14年度	なし		平成15年度	2自治会	8,291千円	平成16年度計画	3自治会	26,000千円	<p>集会施設整備費補助金</p> <p>【目的】 集落における地域活動の活性化を促進するため、拠点となる集会施設の整備に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>【補助金の額】</p> <table border="0"> <tr> <td>新築</td> <td>一律</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>増築</td> <td>1/2以内</td> <td>限度額 125万円</td> </tr> <tr> <td>改修</td> <td>1/2以内</td> <td>限度額 100万円</td> </tr> <tr> <td>備品</td> <td>1/2以内</td> <td>限度額 50万円</td> </tr> </table> <p>【実績】</p> <table border="0"> <tr> <td>平成13年度</td> <td>5集落</td> <td>1,634千円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>10集落</td> <td>12,937千円</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>10集落</td> <td>17,044千円</td> </tr> <tr> <td>平成16年度計画</td> <td>11集落</td> <td>19,500千円</td> </tr> </table> <p>過疎対策事業債を適用 (70%交付税算入)</p>	新築	一律	500万円	増築	1/2以内	限度額 125万円	改修	1/2以内	限度額 100万円	備品	1/2以内	限度額 50万円	平成13年度	5集落	1,634千円	平成14年度	10集落	12,937千円	平成15年度	10集落	17,044千円	平成16年度計画	11集落	19,500千円	<p>合併時に統一した方法で実施する。ただし、経過措置として、現在過疎指定を受け、過疎計画で取り組んでいく八幡町、松山町及び平田町の集会施設の新築事業については平成19年度まで、また、現在利子補給を受けている事業については償還が終わるまで、現行の制度を適用する。</p> <p>新市自治会集会施設建設整備事業補助基準(案)</p> <p>1 新築(新設を含む)に係る補助率及び補助金額 建設に要する経費の2分の1 限度額 200万円 ただし、他の公的補助を併せて受ける場合は、補助金等の合計金額が経費の2分の1若しくは200万円を超えない範囲で交付する。</p> <p>2 増改築に係る補助率及び補助金額 建設に要する経費の2分の1 限度額 100万円 ただし、他の公的補助を併せて受ける場合は、補助金等の合計金額が経費の2分の1若しくは100万円を超えない範囲で交付する。</p> <p>用地費、備品費は建設に要する経費には含まないものとする。</p>
平成13年度	13自治会	952,616円																																																																	
平成14年度	12自治会	983,016円																																																																	
平成15年度	10自治会	764,494円																																																																	
平成13年度	1区	5,000千円																																																																	
平成14年度	1区	5,000千円																																																																	
平成15年度	なし																																																																		
平成16年度計画	1区	5,000千円																																																																	
建物	1/2以内	限度額 1,000万円																																																																	
用地	1/2以内	限度額 500万円																																																																	
平成13年度	1自治会	6,032千円																																																																	
平成14年度	なし																																																																		
平成15年度	2自治会	8,291千円																																																																	
平成16年度計画	3自治会	26,000千円																																																																	
新築	一律	500万円																																																																	
増築	1/2以内	限度額 125万円																																																																	
改修	1/2以内	限度額 100万円																																																																	
備品	1/2以内	限度額 50万円																																																																	
平成13年度	5集落	1,634千円																																																																	
平成14年度	10集落	12,937千円																																																																	
平成15年度	10集落	17,044千円																																																																	
平成16年度計画	11集落	19,500千円																																																																	

協議第32号

協定項目24 - (16)

学校教育関係事業の取扱いについて

学校教育関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

学校教育関係事業の取扱いについて

- (1) 遠距離通学対策については、当面現行のとおりとし、合併後に調整し統一する。
- (2) 私立学校等の就学支援事業については、酒田市の例による。
- (3) 小学校及び中学校の学区については、現行のとおりとする。
- (4) 学校給食の実施方法等については、合併までに調整し統一する。なお、合併後に酒田市の中学校において完全給食を実施する。
- (5) 学校施設の使用料については、合併時に統一する。
- (6) 施設整備計画については、現在の各市町の計画を新市に引き継ぐ。

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(16) 学校教育関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (1)遠距離通学対策については、当面は現行のとおりとし、合併後に調整し統一する。

所管部会・分科会 教育部会 管理・学校教育分科会

区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
1. 通年通学費の助成	(1)対象 児童は4km以上 生徒は6km以上	なし	なし	なし	通年通学費については、酒田市の例による。
	(2)内容 広野・新堀小学校は、特定地区児童に通年分の定期券発行(路線バス) 松原小学校は、特定地区児童(1年・2年)に通年分の回数券発行(福祉乗合バス) 第四・第五中学校は、特定地区生徒に通年分の定期券発行(路線バス)	なし	なし	なし	
2. 冬季通学費の助成	(1)内容 松原小学校は、特定地区児童(3～6年)に11月～3月までの回数券発行(福祉乗合バス)	なし	松山中学校は、自転車通学生徒のために冬期間、町福祉バスを運行	南平田小学校は、特定地区児童に1月～2月までスクールバス乗車を許可 東陽小学校は、特定地区児童に12月～3月までの朝に限り、スクールバス乗車を許可 飛鳥中学校は、特定地区生徒に1月～3月までスクールバス乗車を許可	冬季通学費については、現行のとおりとする。
3. スクールバス運行事業	(1)対象 児童は4km以上 生徒は6km以上	児童は4km以上 生徒は旧大沢・日向中学校学区	生徒は6km以上	児童は4km以上 生徒は6km以上	スクールバス運行については、当面現行のとおりとし、原則的に小学校4km以上、中学校6km以上の基準とする。運行方法については、合併後に調整して統一化する。
	(2)内容 鳥海小学校は、特定地区児童のためにスクールバス1台運行 平田中学校は、特定地区生徒のためにスクールバス1台運行	八幡・大沢・日向小学校は、特定地区児童のためにスクールバス1台運行 大沢・日向小学校は、特認通学児童のためにスクールバス運行 八幡中学校は、特定地区生徒のためにスクールバス2台運行	地見興屋小学校は、特定地区児童のためにスクールバス1台運行 松山中学校は、特定地区生徒のためにスクールバス1台運行	田沢小学校は、特定地区児童及び特殊事情児童のためにスクールバス1台運行 南平田小学校は、特定地区児童のためにスクールバス1台運行 飛鳥中学校は、特定地区生徒のためにスクールバス1台運行	
	(3)台数 合計 2台	合計 3台	合計 2台	合計 3台	

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(16) 学校教育関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (2)私立学校等の就学支援事業については、酒田市の例による。

所管部会・分科会 教育部会 管理・学校教育分科会

区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
1. 私立幼稚園就園奨励事業	(1) 目的 私立幼稚園に就園している幼児の家庭の負担軽減 公・私立幼稚園間の費用負担の格差縮小	なし	なし	なし	私立幼稚園就園奨励事業については、酒田市の例による。
	(2) 内容 国の補助制度により、保育料を減免措置した幼稚園に対して補助金を交付。所得額に応じて4ランクに分けて支出 負担割合は国1/3、市2/3	なし	なし	なし	
2. 私立幼稚園にこにこ子育て支援事業	(1) 目的 私立幼稚園に就園している幼児の家庭の負担軽減 公・私立幼稚園間の費用負担の格差縮小	なし	なし	なし	私立幼稚園にこにこ子育て支援事業については、酒田市の例による。
	(2) 内容 県の市町村総合交付金制度により、保育料を減免措置した幼稚園に対して補助金を交付 兄弟同時在園家庭に2人目の子供の分を1/2補助、3人目の子供の分として9/10補助 上限額は18,000円 就園奨励補助金該当額を控除 負担割合は県1/2、市1/2	なし	なし	なし	
3. 私立幼稚園協会補助金(私立幼稚園振興費補助)	(1) 目的 幼稚園教育の充実	なし	なし	なし	私立幼稚園協会補助金については、酒田市の例による。
	(2) 内容 私立幼稚園(8園)に各700千円相当額の補助金	なし	なし	なし	
4. 私立高等学校生徒授業料軽減補助金	(1) 目的 私立高等学校生徒の授業料の負担軽減	なし	なし	私立高等学校生徒の授業料の負担軽減	私立高等学校生徒授業料軽減補助金については、酒田市の例による。
	(2) 内容 補助金額は1人年額30,000円 対象は、生活保護世帯(年額40,000円)、当該年度市民税非課税世帯、当該年度市民税が均等割のみ世帯	なし	なし	補助金額は1人年額25,000円 対象は、生活保護世帯、当該年度市民税非課税世帯、当該年度市民税が均等割世帯	
5. 大学修学資金利子補給金	(1) 目的 大学への就学の奨励	なし	なし	なし	大学修学資金利子補給金については、酒田市の例による。
	(2) 内容 補給金は、各種修学貸付金利子の補給。年額3万円以内。	なし	なし	なし	

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(16)	学校教育関係事業の取扱いについて
-------------	------------------

調整方針(案)	(3)小学校及び中学校の学区については、現行のとおりとする。
---------	--------------------------------

所管部会・分科会 教育部会 管理・学校教育分科会

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町
学区改編	1. 通学区域 酒田市内立小学校・規則に規定 小学校 22校 中学校 9校 2. 学区改編について 学区改編審議会を開いて、検討 3. 学区外通学・区域外就学について 許可基準(内部規定)に基づき、認定	1. 通学区域 八幡町立小学校・中学校通学区域に関する規則に規定 小学校 4校 中学校 1校 2. 学区改編について 予定なし 3. 学区外通学・区域外就学について 許可基準(内部規定)に基づき、認定	1. 通学区域 松山町立小学校通学区域に関する規則に規定 小学校 3校 中学校 1校 2. 学区改編について 予定なし 3. 学区外通学・区域外就学について 許可基準(内部規定)に基づき、認定	1. 通学区域 平田町立小学校、中学校通学区域に関する規則に規定 小学校 3校 中学校 1校 2. 学区改編について 学校整備計画に基づき統合並びに学区改編 東陽小学校は早期に南平田小学校に統合するべく関係 機関・関係者と折衝。統合時学区改編 田沢小学校は平成20年度までは現状維持し、その後 の在り方は学区民の意見を聴取し決める 3. 学区外通学・区域外就学について 許可基準(内部規定)に基づき、認定

(単位:人)

区分	酒田市					八幡町					松山町					平田町					合計										
	学校名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	学校名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	学校名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	学校名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度		
小学校	琢成小学校	279	256	268	261	252	大沢小学校	42	37	35	30	30	地見興野小学校	56	47	49	46	41	東陽小学校	70	57	46	47	39							
	浜田小学校	313	322	336	311	310	一條小学校	122	127	128	114	108	松山小学校	160	155	148	152	145	田沢小学校	57	50	49	58	58							
	若浜小学校	411	405	390	375	369	八幡小学校	203	209	194	192	179	内郷小学校	97	92	95	95	92	南平田小学校	288	286	275	264	258							
	富士見小学校	503	540	569	581	585	日向小学校	37	33	32	32	28																			
	亀城小学校	463	437	429	440	433																									
	松原小学校	689	684	668	675	649																									
	港南小学校	255	244	236	223	200																									
	松陵小学校	392	392	399	386	382																									
	泉小学校	464	473	470	463	482																									
	飛鳥小学校	0	0	0	0	0																									
	西荒瀬小学校	208	211	197	185	183																									
	新堀小学校	169	160	158	140	142																									
	広野小学校	155	163	163	151	150																									
	浜中小学校	121	116	107	110	114																									
	黒森小学校	76	81	76	69	65																									
	十坂小学校	341	345	348	350	361																									
	宮野浦小学校	408	411	415	401	380																									
	東平田小学校	117	105	100	97	84																									
	中平田小学校	125	108	113	110	102																									
	北平田小学校	94	90	86	84	75																									
鳥海小学校	214	195	206	197	195																										
南遊佐小学校	79	74	73	60	56																										
計	5,876	5,812	5,807	5,669	5,569	計	404	406	389	368	345	計	313	294	292	293	278	計	415	393	370	369	355	7,008	6,905	6,858	6,699	6,547			
中学校	第一中学校	312	294	262	252	231	八幡中学校	265	235	228	209	223	松山中学校	172	182	176	160	149	飛鳥中学校	232	225	225	208	202							
	第二中学校	314	300	311	326	321																									
	第三中学校	718	705	686	695	717																									
	第四中学校	668	631	648	658	655																									
	第五中学校	265	259	246	266	262																									
	第六中学校	401	398	425	465	490																									
	飛鳥中学校	0	0	0	0	0																									
	平田中学校	211	207	195	173	158																									
	鳥海中学校	174	181	164	167	140																									
	計	3,063	2,975	2,937	3,002	2,974	計	265	235	228	209	223	計	172	182	176	160	149	計	232	225	225	208	202	3,732	3,617	3,566	3,579	3,548		
合計	8,939	8,787	8,744	8,671	8,543	合計	669	641	617	577	568	合計	485	476	468	453	427	合計	647	618	595	577	557	10,740	10,522	10,424	10,278	10,095			

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(16) 学校教育関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (4) 学校給食の実施方法等については、合併までに調整し統一する。なお、合併後に酒田市の中学校において完全給食を実施する。

所管部会・分科会 教育部会 管理・学校教育分科会

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町
小学校	完全給食21校 調理方法:単独調理場 (ウエット19校・ドライ2校) 給食費:1食245円	完全給食4校 調理方法:単独調理場 (ドライ4校) 給食費:1食235円	完全給食3校 調理方法:単独調理場 (ウエット2校・ドライ1校) 給食費:1食230円	完全給食3校 調理方法:共同調理場 (ウエット1か所) 給食費:1食247円
中学校	ミルク給食8校	完全給食1校 調理方法:単独調理場 (ドライ1校) 給食費265円	完全給食1校 調理方法:単独調理場 (ウエット1校) 給食費288円	完全給食1校 調理方法:共同調理場 (ウエット1か所) 給食費289円
物資購入方法	給食材料の入札(見積)の参加申請受付 登録業者を対象に仕様・条件等の説明会を開催して契約 随時見積依頼(年間・学期・月で見積)	八幡町内各商店・産直「たわわ」・学校給食会より購入	松山町内4納入業者は月ごとのローテーションを組んで納入(肉・野菜) 学校給食会や近隣市町の業者からも購入	給食材料の入札(見積)の参加申請受付 登録業者を対象に仕様・条件等の説明会を開催して契約 随時見積依頼(年間・学期・月で見積)
献立作成	県学校栄養士5人、市栄養士1人 献立原案作成(1か月分を2人で作成)給食実施の2か月前 学校栄養士連絡会議で検討 献立作成委員会(給食主任・調理員が輪番制で3校ずつと栄養士は全員)	県学校栄養士1人 献立原案作成は県学校栄養士 献立作成検討会(学校栄養士・給食主任・調理員・教育委員会担当者)	県学校栄養士1人 献立原案作成(1か月分を栄養士が作成)給食実施の1か月前 献立作成会議(栄養士・給食主任・調理員・教育委員会事務局)	県学校栄養士1人 献立原案作成は県学校栄養士
学校給食管理システム	献立作成、食材の発注と支払い		献立作成、食材の発注と支払い	
学校給食運営委員会	酒田市学校給食運営委員会 委員構成 ・小学校長会代表(学校給食運営委員)2人 ・給食主任会3人 ・学校栄養士代表3人 ・教育委員会代表(部長)1人	なし	松山町学校給食協議会 委員構成 ・校長4人 ・給食主任4人 ・学校栄養士1人 ・教育委員会3人 ・PTA代表4人	平田町学校給食共同調理場運営委員会 委員構成 ・教育長1人 ・所長1人 ・校長4人 ・給食主任代表1人 ・PTA代表2人 ・酒田保健所長1人 ・学識経験者5人

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(16) 学校教育関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (5) 学校施設の使用料については、合併時に統一する。

所管部会・分科会 教育部会 管理・学校教育分科会

区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町
使用料(学校施設)	<p>【目的】 酒田市立学校校舎の使用について、使用許可・不許可し、使用料を徴収・免除する。</p> <p>【内容】 使用許可・不許可 使用料徴収 使用料 ・小・中学校 屋内運動場 520円 教室 100円 ・高等学校 屋内運動場 3,150円 教室 210円 ・1日5時間以内の使用を1回分として計算する。 ・音楽会、演芸会等で会費を徴収する場合は、5倍とする。 ・電灯の使用及び照明その他特別の装置による電力料は、その実費を使用料に加算する。</p> <p>【事務手順】 所定様式等による使用申請に対して、使用許可・不許可する。 所定の使用料を徴収する。</p>	<p>【目的】 八幡町立各小・中学校校舎の使用について、使用許可・不許可し、使用料を徴収・免除する。</p> <p>【内容】 使用許可・不許可 使用料徴収 使用料 ・小学校屋内運動場(1時間単位) 昼間 2,500円 夜間 3,000円 ・中学校屋内運動場(1時間単位) 昼間 4,500円 夜間 5,500円</p> <p>【事務手順】 所定様式等による使用申請に対して、使用許可・不許可する。 所定の使用料を徴収する。</p>	<p>【目的】 松山町立学校校舎の使用について、使用許可・不許可し、使用料を徴収・免除する。</p> <p>【内容】 使用許可・不許可 使用料徴収 使用料 ・屋内運動場 小学校 1,630円 中学校 2,520円 ・教室等 小・中学校 1室につき810円 ・屋外運動場 1,630円 ・基本使用料は、1回4時間以内とする。超過使用料は、超過時間1時間毎に加算する。 ・音楽会、演芸会等で会費又は入場料を徴収する場合は、使用料の3倍とする。</p> <p>【事務手順】 所定様式等による使用申請に対して、使用許可・不許可する。 所定の使用料を徴収する。</p>	<p>【内容】 使用料徴収 ・屋内運動場 田沢小学校・東陽小学校 1,620円 南平田小学校・飛鳥中学校 2,160円 ・教室 小中学校 540円 ・5時間使用を1回分とする。 ・興行や営利を目的とする場合は、所定使用料の5倍の額とする。</p>

調整方針	屋内運動場	教室	減免基準
	<p>使用料については、体育施設の基準であるバスケットボールコート1面1時間600円(消費税別)を基本にし、市民が使用できる期間が、体育施設の1/2であることから、その基本額を300円とした。 小学校はバスケットボールコート1面、中学校・高校は2面とした。 電気料は、酒田市営体育館を参考とし、1時間500円とした。 使用区分は、午前・午後・夜間とし、1回の使用を4時間とした。</p> <p>【1回(4時間)の使用】 ・小学校 使用料1,260円+電気料2,000円=3,260円 ・中学校 使用料2,520円+電気料2,000円=4,520円 ・高校 使用料2,520円+電気料2,000円=4,520円</p>	<p>使用料については、酒田市中央公民館の中研修室の4時間700円(消費税別)を基本にし、市民が使用できる期間が、同施設の1/2であることから、その額を350円とした。 冷暖房料も同様にし、1回当たり1,500円とした。 使用区分は、午前・午後・夜間とし、1回の使用を4時間とした。</p> <p>【1回(4時間)の使用】 ・共通 使用料360円+冷暖房料1,500円=1,860円</p>	

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(16) 学校教育関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (6)施設整備計画については、現在の各市町の計画を新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会 教育部会 管理・学校教育分科会

区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町
小中学校概要	[小学校]学校数 22校 児童数 5,812人 [中学校]学校数 9校 生徒数 2,975人	[小学校]学校数 4校 児童数 406人 [中学校]学校数 1校 生徒数 235人	[小学校]学校数 3校 児童数 294人 [中学校]学校数 1校 生徒数 182人	[小学校]学校数 3校 児童数 393人 [中学校]学校数 1校 生徒数 225人
学校施設整備計画	【内容】 補助事業については、県に対し5年間の施設整備計画を提出している。(酒田市実施計画では3年間の計画を策定) ・公立学校施設整備事業 ・大規模改造事業 ・屋外運動場 ・学校体育諸施設関係 ・耐震診断計画 中長期的な施設整備計画を策定。	【内容】 補助事業については、県に対し5年間の施設整備計画を提出している。 ・公立学校施設整備事業 ・大規模改造事業 ・屋外運動場 ・学校体育諸施設関係 ・耐震診断計画 中長期的な施設整備計画を策定。	【内容】 補助事業については、県に対し5年間の施設整備計画を提出している。(松山町3カ年実施計画を策定) ・公立学校施設整備事業 ・大規模改造事業 ・屋外運動場 ・学校体育諸施設関係 ・耐震診断計画 中長期的な施設整備計画を策定。	【内容】 補助事業については、県に対し5年間の施設整備計画を提出している。 ・公立学校施設整備事業 ・大規模改造事業 ・屋外運動場 ・学校体育諸施設関係 ・耐震診断計画
平成16年度計画	・浜田小学校改築事業(体育館・プール) ・若浜小学校改築事業(体育館) ・小中学校アルミサッシ改修事業	・八幡中学校外壁補修事業(体育館)	・松山小学校暖房設備整備事業 ・松山小学校耐震診断 ・内郷小学校校舎整備事業	・教育機器整備事業(コンピューター)
平成17年度計画	・浜田小学校改築事業(グラウンド)		・松山中学校暖房設備整備事業 ・松山中学校耐震診断 ・内郷小学校校舎整備事業	・教育機器整備事業(コンピューター)

協定項目 2 4 - (1 7)

生涯学習関係事業の取扱いについて

生涯学習関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

生涯学習関係事業の取扱いについて

- (1) 生涯学習諸計画については、合併後に新しい計画を策定する。
- (2) 公民館については、当面現行のとおりとし、合併後に生涯学習諸計画などの指針を決定したうえで、早い段階で方向性を決めていくこととする。
- (3) 各種団体助成については、現行のとおりとするが、交付団体が特定されていない補助金については、合併までに調整し統一する。また、同種の団体への補助金は合併までに基準を統一するほか、市町ごとに補助の有無に違いがある補助金についても合併までに調整する。
- (4) 成人式については、1月の第2日曜日に一本化して実施する。
- (5) 図書館については、酒田市中央図書館と光丘文庫を図書施設とし、平田図書センターは図書館同種施設として図書施設と同様の運営とする。また、八幡町と松山町には中央図書館の文庫を配置し、機能の充実を図る。
- (6) 使用料については、現行のとおりとするもの以外は、統一する。
- (7) 施設整備計画については、現在の各市町の計画を新市に引き継ぐ。

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(17) 生涯学習関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (1)生涯学習諸計画については、合併後に新しい計画を策定する。

所管部会・分科会 教育部会 生涯学習分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町
<p>【酒田市生涯学習推進計画】 本計画は、市民の生涯学習による交流を深めて「まちづくり」につなげるという視点から、市民と行政が一体となって生涯学習を推進するための基本的方向性を定め、酒田市にふさわしい豊かな生涯学習社会を形成するための指針となるもので、酒田市総合計画がうたう「世界に開かれた活力と夢のある個性豊かな交流都市酒田」の実現を目指し、市民と行政の連携のもとに生涯学習を推進していくための計画である。 本計画の期間は、平成13年度から平成17年度までの5年。</p> <p>(基本目標)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.自分らしさを見つけよう 2.交流を広げよう 3.地域社会に生かそう <p>(基本目標実現のための体系)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.生涯学習の基礎づくり <ul style="list-style-type: none"> ・家庭での教育の充実 ・学校での教育の充実 ・地域での教育の充実 ・家庭、学校、地域の連携 2.生涯学習機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・生きがいづくり、仲間づくりへの支援 ・芸術、文化に関する学習機会の提供 ・生涯スポーツ、レクリエーション活動の推進 ・現代的課題についての学習機会の提供 ・大学等との連携による学習機会の創出 3.地域活動の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ活動の活性化 ・ボランティア活動の推進 ・青少年健全育成活動の推進 4.生涯学習推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習情報提供と相談体制の充実 ・生涯学習施設の整備と有効活用 ・生涯学習推進組織の設置 	<p>該当なし</p>	<p>【松山町生涯学習推進事業計画(平成15年度)】 生涯学習の町づくり事業を推進し、町民憲章の具現化を図るため、民間諸団体、行政が生涯学習についての情報交換及び相互の連携強調を促進し、生涯学習を総合的に推進するとともに、町民の生涯学習活動を全町的に支援、助長することを目的とする。 計画は、単年度計画で毎年策定している。</p> <p>(内 容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.町民憲章の普及推進 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との協力、連携の推進 ・指導者の養成と人材確保(研修派遣・人材バンク活用) ・生涯学習ごよみによる情報提供 2.社会教育事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・まちかど学習講座の開設 (趣味、教養、福祉、スポレク、芸術、文化) ・生涯の各時期に対応する生涯学習事業の充実 3.生涯学習月間の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・芸術祭 ・文化講演会 ・町民音楽祭 ・スポレク祭 ・健康福祉まつり ・国民文化祭 4.その他の事業による推進 <ul style="list-style-type: none"> ・松山町資料館の運営 ・教育施設の地域開放 ・多目的運動公園の利用促進 ・伝統的事業の推進(武者行列、薪能等) ・完全学校週五日制実施に対する地域での受け皿づくりの推進 ・生涯学習施設「里仁館」の運営支援 	<p>該当なし</p>

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(17) 生涯学習関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (2) 公民館については、当面現行のとおりとし、合併後に生涯学習諸計画などの指針を決定したうえで、早い段階で方向性を決めていくこととする。

所管部会・分科会 教育部会 生涯学習分科会

(面積の単位：平方メートル)

区分	酒田市						八幡町						松山町						平田町							
	施設名称	職員	特別職	コミ振	面積	世帯数	施設名称	職員	特別職	臨時等	面積	世帯数	施設名称	職員	特別職	臨時等	面積	世帯数	施設名称	職員	特別職	臨時等	面積	世帯数		
社会教育施設	中央公民館	11			5,620		中央公民館	1	1	1	1,987		南部公民館		2	1	488	222	中央公民館	1		2	2,295			
	中央公民館分館(清亀園)				309		観音寺公民館	1	1		中公併設 873		山寺公民館		2	1	352	197	山元分館		2		388	88		
	西荒瀬公民館	1	1	1	606	673	一條公民館		1	2	558	514	松嶺公民館		2	1	711	532	田沢分館		2		339	208		
	新堀公民館	1	1	1	640	628	大沢公民館	1	1		391	244	内郷公民館		2	1	517	418	中野俣分館		2		273	141		
	広野公民館	1	1	1	529	570	大沢公民館分館				280								北俣分館		2		291	209		
	浜中公民館	1	1	1	573	546	日向公民館	1	1		220	360							山谷分館		2		239	113		
	黒森公民館	1	1	2	534	387	日向公民館分館				378								榑橋分館		2			84		
	十坂公民館	1	1	1	533	1,130													郡鏡分館		2		263	216		
	東平田公民館	1	1	1	604	510													飛鳥分館		2		263	395		
	中平田公民館	1	1	1	551	475													砂越分館		2		296	365		
	北平田公民館	1	1	1	524	422													緑町分館		2		259	179		
	上田公民館	1	1	1	1,247	371																				
	本楯公民館	1	1	1	661	636																				
	南遊佐公民館	1	1	1	659	431																				
	小計	23	12	13	13,590	6,779	小計	4	5	3	3,814	1,991	小計	0	8	4	2,068	1,369	小計	1	20	2	4,906	1,998		
生涯学習施設	東禅寺コミュニティセンター			2	549	5,217																				
	宮野浦コミュニティセンター			2	610	2,349																				
	若浜コミュニティセンター			1	585	2,334																				
	富士見コミュニティセンター			2	598	2,145																				
	浜田コミュニティセンター			2	1,048	2,584																				
	泉コミュニティセンター			3	598	2,006																				
	松陵コミュニティセンター			3	742	2,556																				
	未設置(孫成コミュニティ振興会)					2,574																				
	未設置(徳南コミュニティ振興会)					1,514																				
	小計	0	0	15	4,730	23,279	小計	0	0	0	0	0	小計	0	0	0	0	0	小計	0	0	0	0	0	0	
出羽遊心館				1,230									天体観測館			2	344		コミュニティセンター	1		2	1,244			
公益研修センター				1,878									茶室翠松庵				24		コミュニティカレッジ				中公併設			
小計	0	0	0	3,108	0	小計	0	0	0	0	0	小計	0	0	2	368	0	小計	1	0	2	1,244	0			
合計	23	12	28	21,428	30,058	合計	4	5	3	3,814	1,991	合計	0	8	6	2,436	1,369	合計	2	20	4	6,150	1,998			

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(17) 生涯学習関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (3) 各種団体助成については、現行のとおりとするが、交付団体が特定されていない補助金については、合併までに調整し統一する。また、同種の団体への補助金は合併までに基準を統一するほか、市町ごとに補助の有無に違いがある補助金についても合併までに調整する。

【生涯学習分科会】

所管部会・分科会 教育部会 生涯学習分科会

(単位:千円)

調整方針	酒田市		八幡町		松山町		平田町	
	事業・補助金名	金額	事業・補助金名	金額	事業・補助金名	金額	事業・補助金名	金額
現行のとおりとする。	さかた青年まつり活動補助金	900						
	酒田市白鳥を愛する会活動補助金	310						
	酒田市青少年を伸ばそう市民会議補助金	150						
	酒田市コミュニティ振興会連絡協議会補助金	350						
	酒田市子ども会育成連合会補助金	100						
	酒田海洋少年団補助金	160						
	酒田市コミュニティ振興事業補助金	57,771						
			青少年ボランティア育成補助金	40	青少年ボランティアサークル活動助成金	40		
			アンフィニ八幡補助金	16				
			各地区生涯学習推進会議活動補助金	150				
			区・地区生涯学習活性化事業助成金	200				
			一條公民館運営協議会交付金	6,000	松山町公民館運営委託料	19,462	地区公民館活動補助金	2,700
			大沢公民館運営協議会交付金	5,500				
			日向公民館運営協議会交付金	5,500				
		観音寺公民館運営協議会交付金	3,000					
				生涯学習施設里仁館運営費補助金	5,000			
						地区公民館連絡協議会助成金	225	
同種団体への補助金は、合併までに基準を統一する。	酒田市連合婦人会補助金	100	八幡町婦人会連絡協議会補助金	72	松山町婦人団体育成事業補助金	144	平田町婦人会活動助成金	135
市町ごとに補助の有無に違いがある補助金は、合併までに調整する。			八幡町PTA連合会補助金	30	松山町PTA育成補助金	33		
交付団体が特定されていない補助金については、合併までに調整して統一する。						青壮年学習集団研修助成金	0	

(注) 金額は平成16年度予算額

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(17) 生涯学習関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (3) 各種団体助成については、現行のとおりとするが、交付団体が特定されていない補助金については、合併までに調整し統一する。また、同種の団体への補助金は合併までに基準を統一するほか、市町ごとに補助の有無に違いがある補助金についても合併までに調整する。

【体育分科会関係】

所管部会・分科会 教育部会 体育分科会

(単位:千円)

調整方針	酒田市		八幡町		松山町		平田町	
	事業・補助金名	金額	事業・補助金名	金額	事業・補助金名	金額	事業・補助金名	金額
現行のとおりとする。	飽海地区中学校体育連盟大会出場補助金	12,630						
	地区体育振興会補助金	2,300						
	山形県スポーツ振興21世紀協会補助金	660	山形県スポーツ振興21世紀協会負担金	265	山形県スポーツ振興21世紀協会負担金	265	山形県スポーツ振興21世紀協会負担金	265
	スポーツ少年団育成補助金	1,200	八幡町スポーツ少年団補助金	162	スポーツ少年団補助金	145	スポーツ少年団育成補助金	360
	山形県ジュニア駅伝競走大会実行委員会負担金	600	ジュニア駅伝競走大会参加補助金	400	山形県ジュニア駅伝競走大会補助金	220	山形県ジュニア駅伝競走大会参加助成金	250
	各種大会出場選手賞賜事業(賞賜金)	900					県少年少女スポーツ交流会出場選手等助成事業	135
	各種大会出場選手賞賜事業(激励金)	2,122						
同種団体への補助金は、合併までに基準を統一する。	(財)酒田市体育協会事業補助金	7,241	八幡町体育協会補助金	500	体育協会事業補助金	560	平田町体育協会補助金	558
市町ごとに補助の有無に違いがある補助金は、合併までに調整する。	甲子園基金スポーツ強化事業補助金	400						
	日本海トライアスロンおしんレース全国大会補助金	1,500						
	酒田砂丘マラソン大会補助金	100						
	庄内デュアスロン大会補助金	100						
	総合型地域スポーツクラブ補助金	8,504						
	酒田ジュニアゴルフクラブ補助金	900						
	東北学童相撲大会補助金	210						
			八幡町スポーツ少年団指導者連絡協議会補助金	27				
			県スポレク祭派遣助成金	200			山形県スポレク祭参加助成金	81
			升田スキー場振興会補助金	1,300				
			シニアバスケットボール大会参加補助金	150				
							平田海洋クラブ活動助成金	63
						少年の船体験航海助成金	71	

(注) 金額は平成16年度予算額

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(17) 生涯学習関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (3)各種団体助成については、現行のとおりとするが、交付団体が特定されていない補助金については、合併までに調整し統一する。また、同種の団体への補助金は合併までに基準を統一するほか、市町ごとに補助の有無に違いがある補助金についても合併までに調整する。

所管部会・分科会 教育部会 芸術文化分科会

【芸術文化分科会】

(単位：千円)

調整方針	酒田市		八幡町		松山町		平田町	
	事業・補助金名	金額	事業・補助金名	金額	事業・補助金名	金額	事業・補助金名	金額
現行のとおりとする。	県指定無形文化財保存補助金(黒森歌舞伎)	150						
	市指定無形民俗文化財保存補助金(亀ヶ崎獅子舞)	75						
	市指定無形民俗文化財保存補助金(本楯神代神楽)	75						
			町指定無形民俗文化財保存補助金(青沢獅子おどり)	30				
			町指定無形民俗文化財保存補助金(福山神楽)	30				
					松山能振興会補助金	1,470		
					県指定民俗文化財補助金(松調社)	47		
					町指定民俗文化財補助金(中北目神楽)	27		
					町指定無形民俗文化財補助金(武者行列)	45		
					荻野流砲術伝承保存会補助金	90		
					国指定文化財管理補助金(総光寺)	123		
					町指定文化財管理補助金(キノコ杉ほか)	50		
同種団体への補助金は、合併までに基準を統一する。			八幡町芸術文化協会補助金	225	松山町芸術文化協会補助金	550	平田町芸術文化協会活動補助金	207
	酒田市民俗芸能保存会補助金	250						
						無形民俗文化財伝承保護活動助成金	280	

(注)金額は平成16年度予算額

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(17)	生涯学習関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(4)成人式については、1月の第2日曜日に一本化して実施する。

所管部会・分科会 教育部会 生涯学習分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町
<p>【目的】 地域青年の出会いの場を提供する目的で、20歳を迎えた市民を祝う式典を開催する。</p> <p>【概要】 満20歳を迎える市民、市出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。</p> <p>【実施日】 成人の日の前日(1月の第2日曜日)</p> <p>【会場】 酒田市民会館</p> <p>【対象者及び参加者(15年度)】 対象者 1,315人 参加者 835人</p> <p>【事務手順】 ・新成人の代表者による成人式実行委員会を組織し、式典内容、記念品等の企画や立案、式当日の進行・運営する。 ・住民基本台帳により新成人該当者に案内ハガキを送付。 ・住民基本台帳に記載がなく市出身者等で出席を希望する人にも案内ハガキを送付。 ・10月の市広報に掲載案内を掲載。</p> <p>【予算】 501千円</p>	<p>【目的】 地域青年の出会いの場を提供すると共に、20歳を迎えた町民を祝う式典を開催する。</p> <p>【概要】 満20歳を迎える町民、町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。</p> <p>【実施日】 8月15日</p> <p>【会場】 八幡町中央公民館</p> <p>【対象者及び参加者(16年度)】 対象者 98人 参加者 82人</p> <p>【事務手順】 ・新成人の代表者による成人式実行委員会を組織し、式典内容、記念品等の企画や立案、式当日の進行・運営を行なう。 ・住民基本台帳により新成人該当者の宛名シールを作成し、案内ハガキを送付。 ・住民基本台帳に記載がなく町出身者等には案内ハガキを送付。 ・8月の町広報に掲載案内を掲載。</p> <p>【予算】 145千円</p>	<p>【目的】 地域青年の出会いの場を提供する目的で、20歳を迎えた町民を祝う式典を開催する。</p> <p>【概要】 満20歳を迎える町民、町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。</p> <p>【実施日】 8月15日</p> <p>【会場】 松山町町民センター</p> <p>【対象者及び参加者(16年度)】 対象者 74人 参加者 55人</p> <p>【事務手順】 ・住民基本台帳により新成人該当者の宛名シールを作成し、案内ハガキを送付。 ・住民基本台帳に記載がなく町出身者(具体的に町の中学校卒業者)には案内ハガキを送付。</p> <p>【予算(16年度)】 394千円</p>	<p>【目的】 20歳を迎える成人者をお祝いすると共に、新成人が社会人としての自覚を持ち、責任ある行動を取っていくこととする気持ちを醸成する。</p> <p>【概要】 満20歳を迎える町民、町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。</p> <p>【実施日】 8月15日</p> <p>【会場】 ひらたタウンセンター</p> <p>【対象者及び参加者(16年度)】 対象者 107人 参加者 72人</p> <p>【事務手順】 ・新成人の代表者による成人式実行委員会を組織し、式典内容、記念品等の企画や立案、式当日の進行・運営を行なう。 ・住民基本台帳及び中学就学児名簿により新成人該当者の町内の住所・宛名を検索し、往復ハガキを作成し送付する。県外在住者には家族から連絡を取ってもらう。 ・8月の町広報に掲載案内を掲載する。</p> <p>【予算】 565千円</p>
<p>【式典次第】 開式の辞 主催者あいさつ(教育委員会委員長) お祝いの言葉(市長) 来賓紹介(市長、国会・県議会・市議会の各議員、前年成人者代表のグループ紹介) 祝電披露 成人になった所感(成人代表) 花束贈呈(前年成人者代表から成人者代表へ) 記念品贈呈(市長から成人者代表へ) 閉式の辞 ・式典は約30分で終了。 ・式典終了後、希望者に各中学校ごとに記念撮影し、1,500円で送付。</p>	<p>【式典次第】 黙祷(出席者全員) 開式のことば(教育委員会委員長) 君が代斉唱 式辞(町長) 記念品贈呈(町長から成人者代表へ) 祝辞(町議会議長・中学校恩師代表・酒田警察署交通課長) 来賓紹介(町議会議長・中学校恩師・各小学校長・八幡病院長・町議会議員ほか) 祝電披露 謝辞(成人代表) 開式のことば(教育委員会委員長職務代理者) ・式典は約30分で終了。 ・式典終了後、参加者全員で記念撮影。写真は教育委員会予算で配布。 ・一連の行事後、成人全員がその場で懇談会。</p>	<p>【式典次第】 開式の辞(教育長) 君が代斉唱 成人者呼び上げ(教育次長) 式辞(町長) 祝辞(議長・教育委員長・中学校時代恩師) 祝電披露(教育次長) 来賓並びに職員紹介(教育長) 記念品贈呈(町長から成人者代表へ) 成人者謝辞(成人者代表) 閉式の辞(教育長) ・式典終了後、記念講演をし、全員で記念撮影し、出席者全員に後日送付。 ・その後、新成人が企画、運営する「二十歳の集い」を開催。</p>	<p>【式典次第】 開式のことば(助役) 町民憲章唱和(教育委員長) 成人者呼び上げ(教育課長) 式辞(町長) 記念品贈呈(町長、成人者代表) 祝辞(町議会議長) 来賓紹介(中央公民館長) 祝電紹介(教育委員会職員) 謝辞(成人者代表) 交通安全の誓い(成人者代表) 記念品目録贈呈(成人者代表) 閉会のことば(助役) ・式典は約1時間で終了。 ・式典終了後、1時間程度の記念講演を行なう。 ・その後、記念撮影を行ない、写真は後日送付。 ・午後から「二十歳のつどい」を実施。</p>
<p>【課題】 ・実行委員の推薦(地区公民館長、コミュニティ振興会長に依頼してきた)。 ・実行委員会で成人式の企画等についての意見がほとんど出ない。 ・式典は静粛に行なわれているが、実施方法の検討が必要。 ・16年度から記念品を廃止し、出会いの場の提供とする。</p>	<p>【課題】 ・実行委員会で成人式の企画等についての意見がほとんど出ない。 ・現在式典は静粛に行なわれているが、実施方法の検討が必要。 ・実行委員のなり手がなく、成人式を続けなければならないのか疑問。</p>	<p>【課題】 ・二十歳の集いの実行委員会がなかなかそろわない。 ・成人式の実施内容の検討が必要。</p>	<p>【課題】 ・地元在住者が少なくなり、実行委員の推薦が難しい。 ・実行委員会で成人式の企画等についての意見がほとんど出ない。 ・式典中は私語が多い。いかに静粛に式典を進行するかが課題。 ・講演会の廃止案も出ており、検討が必要。</p>

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(17)	生涯学習関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(5) 図書館については、酒田市中心図書館と光丘文庫を図書施設とし、平田図書センターは図書館同種施設として図書施設と同様の運営とする。 また、八幡町と松山町には中央図書館の文庫を配置し、機能の充実を図る。

所管部会・分科会 教育部会 生涯学習分科会

現況	項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町
	施設	・中央図書館 ・光丘文庫	・図書館なし 但し、中央公民館に図書資料室として設置	・図書館なし 但し、松嶺公民館に図書コーナーとして設置	・平田図書センター
	開館時間	月曜日～土曜日 9:00～19:00 日曜日・休日 9:00～17:00	月曜日～日曜日 8:30～21:30 休日 8:30～21:30	全日 8:30～17:00 但し、公民館の開館時間中は夜間でも利用可	火曜日～金曜日 9:00～19:00 土曜日・日曜日・休日 9:00～17:00
	休館日	年末年始、図書整理期間	第3日曜日、年末年始、図書整理期間	公民館休館日と同じ	月曜日、年末年始、図書整理期間
	蔵書構成	0. 総記 9,336冊 1. 哲学 4,128冊 2. 歴史 13,428冊 3. 社会科学 20,575冊 4. 自然科学 7,402冊 5. 技術 8,410冊 6. 産業 5,279冊 7. 芸術 12,079冊 8. 言語 2,211冊 9. 文学 38,777冊 逐次刊行物 15,999冊 点字図書 941冊 児童 34,119冊 紙芝居 1,668巻 視聴覚資料 3,401点 合計 187,523冊 (光丘文庫を除く)	0. 総記 320冊 1. 哲学 312冊 2. 歴史 1,047冊 3. 社会科学 994冊 4. 自然科学 255冊 5. 技術 227冊 6. 産業 122冊 7. 芸術 345冊 8. 言語 139冊 9. 文学 2,814冊 逐次刊行物 596冊 児童 2,367冊 紙芝居 37巻 合計 9,575冊	0. 総記 70冊 1. 哲学 84冊 2. 歴史 440冊 3. 社会科学 363冊 4. 自然科学 244冊 5. 技術 71冊 6. 産業 73冊 7. 芸術 195冊 8. 言語 49冊 9. 文学 2,330冊 児童 1,557冊 合計 5,476冊 (平成16年11月22日現在)	0. 総記 520冊 1. 哲学 566冊 2. 歴史 2,173冊 3. 社会科学 2,232冊 4. 自然科学 1,487冊 5. 技術 2,179冊 6. 産業 662冊 7. 芸術 1,584冊 8. 言語 369冊 9. 文学 6,508冊 雑誌 853冊 絵本 3,636冊 児童 4,936冊 紙芝居 451巻 視聴覚資料 294点 コミック 574点 合計 29,024冊
	有効登録者数	18,333人(過去3か年以内の登録者数)	登録制度なし	登録制度なし	有効登録者数 2,127人
	館外貸出者数	男 39,863人 女 63,780人 合計 103,643人	男 284人 女 811人 合計 1,095人	男 350人 女 750人 合計 1,100人(15年度)	男 6,496人 女 14,573人 合計 21,069人
	図書館職員	・市職員 7人(専従) ・日々雇用職員 7人	・町職員 1人(兼任) ・三セク職員 1人(兼任)	・教育委員会で管理	・町職員 5人(兼任) ・嘱託 1人(兼任) ・日々雇用職員 2人
	図書購入費 (16年度)	・一般図書 14,483千円 ・児童図書 2,904千円 ・逐次刊行物、その他 2,450千円 合計 19,837千円	・一般図書 250千円	・一般図書、児童図書等 200千円	・一般図書、児童図書等 5,000千円
	購入図書数	・一般図書 7,760冊 ・児童図書 2,140冊	・一般図書 124冊 ・児童図書 175冊	・一般図書 78冊 ・児童図書 76冊(15年度分)	・一般図書 3,781冊 ・児童図書 2,095冊
	その他	巡回文庫(公民館・コミセンを利用したミニ文庫) ・巡回箇所 13か所 ・年3回図書交換 ・一般図書100冊、児童図書200冊			
合併後	開館時間	・中央図書館 月曜日～土曜日 9:00～19:00 日曜日・休日 9:00～17:00 ・光丘文庫 火曜日～日曜日 9:30～16:45	火曜日～土曜日 9:30～18:30 日曜日・休日 9:30～17:00	火曜日～土曜日 9:30～18:30 日曜日・休日 9:30～17:00	火曜日～土曜日 9:30～18:30 日曜日・休日 9:30～17:00
	休館日	・中央図書館 第1日曜日(現段階で未確定)、 年末年始、図書整理期間 ・光丘文庫 月曜日、祝日、年末年始、図書整理期間	月曜日、年末年始、図書整理期間	月曜日、年末年始、図書整理期間	月曜日、年末年始、図書整理期間

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(17) 生涯学習関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (6)使用料については、現行のとおりとするもの以外は、統一する。

【生涯学習分科会】

公民館の使用料については、下記のとおりとする。

生涯学習施設の使用料については、現行のとおりとする。

使用料の減免基準については、合併までに統一する。

所管部会・分科会 教育部会 生涯学習分科会

(単位:円)

	酒田市	八幡町	松山町	平田町
使用料 (公民館)	中央公民館	中央公民館	松嶺公民館	中央公民館
	使用室名 使用料 冷暖房料 舞台照明料	使用室名 午前 午後 夜間	使用室名 使用料 冷暖房料	使用室名 使用料 冷暖房料
	大会議室 1,050 1,500	ホール 5,000 5,000 7,500	全館 3,670	ホール 1,000 400
	大研修室 730 1,500	研修室 1,100 1,100 1,650	集会室 620 460	楽屋1・2 200 160
	中会議室 520 1,000	栄養指導室 2,000 2,000 3,000	和室 620 230	会議室 400 160
	中研修室 1,570 1,000	燃料費、冷暖房料は実費	使用は1回4時間以内	視聴覚室 400 160
	中練習室 3,150 1,500	政治団体、宗教団体、社会的団体及び個人は2.5倍	音楽会、演芸会等で会費または入場料を徴収する場合は3倍	使用料・冷暖房料は1時間単位
	小会議室 1,750 5,000	営利的な催事や集会は5倍	宴会使用は1.5倍	冷暖房料は使用料の0.4倍
	小研修室 7,350 7,000 1,000			興行や営利目的は5倍
	小練習室 入場料を徴収する場合は2倍			
地区公民館	一線公民館	南部、山寺、内郷公民館	分館は使用料の定めなし	
使用室名 使用料 暖房料 冷房料	使用室名 午前 午後 夜間	使用室名 使用料 冷暖房料		
講堂 780 900	ホール 2,000 2,000 3,000	全館 2,520		
研修室 540 450 500	研修室 1,000 1,000 1,500	大集会室 620 460		
	栄養指導室 1,500 1,500 2,250	和室 370 230		
	燃料費、冷暖房料は実費	調理室 370		
	政治団体、宗教団体、社会的団体及び個人は2.5倍	使用は1回4時間以内		
	営利的な催事や集会は5倍	音楽会、演芸会等で会費または入場料を徴収する場合は3倍		
		ガス等燃料は実費		
	大沢公民館・日向公民館	宴会使用は1.5倍		
	通常 営業目的			
	1回 1,000 5,000			
	調理実習室併用 1,200 5,500			
	冷暖房料は実費			

調整方針	酒田市中央公民館	八幡町・平田町中央公民館	地区公民館(その他の公民館)	使用区分
	使用室名 使用料 冷暖房料 舞台照明料	使用室名 使用料 冷暖房料	使用室名 使用料 冷暖房料	
	大会議室 1,050 1,500	ホール 4,200 1,000	集会室 1,050 1,000	午前 9:00~13:00
	大研修室 730 1,500	研修室 1,050 500	研修室 520 500	午後 13:00~17:00
	中会議室 520 1,000	調理実習室 1,470 500	調理実習室 730 500	夜間 17:00~21:30
	中研修室 1,570 1,000			
	中練習室 3,150 1,500			
	小会議室 1,750 5,000			
	小研修室 7,350 7,000 1,000			
	小練習室 入場料を徴収する場合は2倍			

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(17)	生涯学習関係事業の取扱いについて
-------------	------------------

調整方針(案)	(6)使用料については、現行のとおりとするもの以外は、統一する。
---------	----------------------------------

【生涯学習分科会】

公民館の使用料については、下記のとおりとする。
 生涯学習施設の使用料については、現行のとおりとする。
 使用料の減免基準については、合併までに統一する。

所管部会・分科会	教育部会 生涯学習分科会
----------	--------------

(単位：円)

	酒田市	八幡町	松山町	平田町																																																																																																																																																																																																					
使用料 (生涯学習施設)	<p>コミュニティセンター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用室名</th> <th>9:00～ 13:00</th> <th>13:00～ 17:00</th> <th>17:00～ 22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>520</td> <td>520</td> <td>730</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>730</td> <td>730</td> <td>940</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td>1,050</td> <td>1,050</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会議室</td> <td>料理実習室</td> <td>集会室</td> </tr> <tr> <td>暖房料</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>冷房料</td> <td>500</td> <td>-</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>入場料を徴収する場合は3倍</p> <p>出羽遊心館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用室名</th> <th>9:00～ 13:00</th> <th>13:00～ 17:00</th> <th>17:00～ 21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>3,150</td> <td>3,150</td> <td>3,570</td> </tr> <tr> <td>研修室1</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> <td>2,410</td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td>1,360</td> <td>1,360</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>和室1・2・3</td> <td>940</td> <td>940</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>広間</td> <td>3,150</td> <td>3,150</td> <td>3,570</td> </tr> <tr> <td>控室・付属水屋</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>4,720</td> <td>4,720</td> <td>5,350</td> </tr> <tr> <td></td> <td>冷房料</td> <td>暖房料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホール</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室1</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和室1・2・3</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広間</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>控室・付属水屋</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>500</td> <td>500</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>入場料を徴収する場合は5倍</p> <p>酒田市公益研修センター(研修室)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>9:00～ 13:00</th> <th>13:00～ 17:00</th> <th>17:00～ 20:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日</td> <td>520</td> <td>520</td> <td>390</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9:00～ 13:00</td> <td>13:00～ 16:30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>520</td> <td>520</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>10:00～ 13:00</td> <td>13:00～ 15:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日曜日・祝日</td> <td>390</td> <td>260</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>冷暖房料は、いずれの区分も1,000円 入場料を徴収する場合は5倍</p> <p>酒田市公益研修センター(グラウンド)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入場料なし</th> <th>高校生以下</th> <th>一般</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>520</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <th>入場料あり</th> <th>高校生以下</th> <th>一般</th> </tr> <tr> <td></td> <td>1,050</td> <td>2,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用料は1時間単位 グラウンド夜間照明料は別途</p>	使用室名	9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 22:00	会議室	520	520	730	料理実習室	730	730	940	集会室	1,050	1,050	1,570		会議室	料理実習室	集会室	暖房料	500	500	1,000	冷房料	500	-	1,000	使用室名	9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 21:30	ホール	3,150	3,150	3,570	研修室1	2,100	2,100	2,410	研修室2	1,360	1,360	1,570	和室1・2・3	940	940	1,050	広間	3,150	3,150	3,570	控室・付属水屋	-	-	-	茶室	4,720	4,720	5,350		冷房料	暖房料		ホール	1,500	1,500		研修室1	1,500	1,500		研修室2	1,000	1,000		和室1・2・3	1,000	1,000		広間	1,000	1,000		控室・付属水屋	1,000	1,000		茶室	500	500			9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 20:00	平日	520	520	390		9:00～ 13:00	13:00～ 16:30		土曜日	520	520			10:00～ 13:00	13:00～ 15:00		日曜日・祝日	390	260		入場料なし	高校生以下	一般		520	1,050	入場料あり	高校生以下	一般		1,050	2,100			<p>天体観測館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>入館料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人</td> <td>大人</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>小・中学生</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体 (20人以上)</td> <td>大人</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>小・中学生</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通年利用</td> <td>大人</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>小・中・高校生</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>障害者は半額</p> <p>茶室翠松庵</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>基本使用料</th> <th>超過使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茶室</td> <td>620</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table> <p>基本使用料は1回4時間以内 超過使用料は、1時間ごとに加算</p>	区分	入館料	個人	大人	100	小・中学生	50	団体 (20人以上)	大人	90	小・中学生	40	通年利用	大人	500	小・中・高校生	200	名称	基本使用料	超過使用料	茶室	620	120	<p>平田町コミュニティセンター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用室名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>休養室</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>中研修室</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>テニスコート</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テニスコート</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>夜間照明料</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> <p>宿泊料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>小中学生</th> <th>一般</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体宿泊研修</td> <td>300</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>400</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>営利目的は5倍 冷暖房料は使用料の0.4倍 使用料は1時間単位</p> <p>平田町農村コミュニティカレッジ拠点施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>楽屋1</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>楽屋2</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> <p>営利目的は5倍 冷暖房料は使用料の0.4倍 使用料は1時間単位</p>	使用室名	使用料	多目的ホール	700	休養室	400	調理実習室	500	研修室	400	和室	400	大研修室	500	中研修室	400	小研修室	200	区分	使用料	テニスコート	400	夜間照明料	400	区分	小中学生	一般	団体宿泊研修	300	400	その他	400	500	区分	使用料	ホール	1,000	楽屋1	200	楽屋2	200	会議室	400	視聴覚室	400
	使用室名	9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 22:00																																																																																																																																																																																																					
	会議室	520	520	730																																																																																																																																																																																																					
	料理実習室	730	730	940																																																																																																																																																																																																					
	集会室	1,050	1,050	1,570																																																																																																																																																																																																					
		会議室	料理実習室	集会室																																																																																																																																																																																																					
	暖房料	500	500	1,000																																																																																																																																																																																																					
	冷房料	500	-	1,000																																																																																																																																																																																																					
	使用室名	9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 21:30																																																																																																																																																																																																					
	ホール	3,150	3,150	3,570																																																																																																																																																																																																					
研修室1	2,100	2,100	2,410																																																																																																																																																																																																						
研修室2	1,360	1,360	1,570																																																																																																																																																																																																						
和室1・2・3	940	940	1,050																																																																																																																																																																																																						
広間	3,150	3,150	3,570																																																																																																																																																																																																						
控室・付属水屋	-	-	-																																																																																																																																																																																																						
茶室	4,720	4,720	5,350																																																																																																																																																																																																						
	冷房料	暖房料																																																																																																																																																																																																							
ホール	1,500	1,500																																																																																																																																																																																																							
研修室1	1,500	1,500																																																																																																																																																																																																							
研修室2	1,000	1,000																																																																																																																																																																																																							
和室1・2・3	1,000	1,000																																																																																																																																																																																																							
広間	1,000	1,000																																																																																																																																																																																																							
控室・付属水屋	1,000	1,000																																																																																																																																																																																																							
茶室	500	500																																																																																																																																																																																																							
	9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 20:00																																																																																																																																																																																																						
平日	520	520	390																																																																																																																																																																																																						
	9:00～ 13:00	13:00～ 16:30																																																																																																																																																																																																							
土曜日	520	520																																																																																																																																																																																																							
	10:00～ 13:00	13:00～ 15:00																																																																																																																																																																																																							
日曜日・祝日	390	260																																																																																																																																																																																																							
入場料なし	高校生以下	一般																																																																																																																																																																																																							
	520	1,050																																																																																																																																																																																																							
入場料あり	高校生以下	一般																																																																																																																																																																																																							
	1,050	2,100																																																																																																																																																																																																							
区分	入館料																																																																																																																																																																																																								
個人	大人	100																																																																																																																																																																																																							
	小・中学生	50																																																																																																																																																																																																							
団体 (20人以上)	大人	90																																																																																																																																																																																																							
	小・中学生	40																																																																																																																																																																																																							
通年利用	大人	500																																																																																																																																																																																																							
	小・中・高校生	200																																																																																																																																																																																																							
名称	基本使用料	超過使用料																																																																																																																																																																																																							
茶室	620	120																																																																																																																																																																																																							
使用室名	使用料																																																																																																																																																																																																								
多目的ホール	700																																																																																																																																																																																																								
休養室	400																																																																																																																																																																																																								
調理実習室	500																																																																																																																																																																																																								
研修室	400																																																																																																																																																																																																								
和室	400																																																																																																																																																																																																								
大研修室	500																																																																																																																																																																																																								
中研修室	400																																																																																																																																																																																																								
小研修室	200																																																																																																																																																																																																								
区分	使用料																																																																																																																																																																																																								
テニスコート	400																																																																																																																																																																																																								
夜間照明料	400																																																																																																																																																																																																								
区分	小中学生	一般																																																																																																																																																																																																							
団体宿泊研修	300	400																																																																																																																																																																																																							
その他	400	500																																																																																																																																																																																																							
区分	使用料																																																																																																																																																																																																								
ホール	1,000																																																																																																																																																																																																								
楽屋1	200																																																																																																																																																																																																								
楽屋2	200																																																																																																																																																																																																								
会議室	400																																																																																																																																																																																																								
視聴覚室	400																																																																																																																																																																																																								

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(17) 生涯学習関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (6)使用料については、現行のとおりとするもの以外は、統一する。

【体育分科会】 使用料については、現行のとおりとするもの以外は、統一する。
使用料の減免基準については、合併までに統一する。

(単位:円)

所管部会・分科会 教育部会 体育分科会

	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																																																																																																																																																																																																												
体育館	<table border="1"> <tr><td colspan="3">酒田市営体育館[3面]</td></tr> <tr><td rowspan="3">入場料なし</td><td>全面</td><td>1,260</td></tr> <tr><td>半面</td><td>630</td></tr> <tr><td>1/4</td><td>310</td></tr> <tr><td rowspan="3">入場料あり</td><td>全面</td><td>2,520</td></tr> <tr><td>半面</td><td>1,260</td></tr> <tr><td>1/4</td><td>630</td></tr> <tr><td rowspan="2">電気料</td><td>全灯</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>半灯</td><td>750</td></tr> <tr><td rowspan="3">個人使用</td><td>中学生以下</td><td>50</td></tr> <tr><td>高校生</td><td>100</td></tr> <tr><td>一般</td><td>210</td></tr> <tr><td colspan="3">亀ヶ崎記念会館[1面]</td></tr> <tr><td rowspan="2">通常使用</td><td>全面</td><td>420</td></tr> <tr><td>半面</td><td>210</td></tr> <tr><td>電気料</td><td>全面</td><td>100</td></tr> <tr><td colspan="3">高校生以下は1/2</td></tr> <tr><td colspan="3">酒田市営南体育館[1面]</td></tr> <tr><td rowspan="2">通常使用</td><td>全面</td><td>630</td></tr> <tr><td>半面</td><td>310</td></tr> <tr><td rowspan="2">電気料</td><td>全面</td><td>300</td></tr> <tr><td>半面</td><td>150</td></tr> <tr><td colspan="3">高校生以下は1/2</td></tr> <tr><td colspan="3">酒田市営親子スポーツ会館[2面]</td></tr> <tr><td rowspan="2">通常使用</td><td>全面</td><td>940</td></tr> <tr><td>半面</td><td>470</td></tr> <tr><td rowspan="2">電気料</td><td>全灯</td><td>500</td></tr> <tr><td>半灯</td><td>250</td></tr> <tr><td colspan="3">高校生以下は1/2</td></tr> <tr><td colspan="3">個人使用は市営体育館と同じ</td></tr> <tr><td colspan="3">酒田市営国体記念体育館(大アリーナ)[3面]</td></tr> <tr><td rowspan="3">入場料なし</td><td>全面</td><td>1,890</td></tr> <tr><td>2/3面</td><td>1,260</td></tr> <tr><td>半面</td><td>940</td></tr> <tr><td rowspan="3">1/3面</td><td>全面</td><td>630</td></tr> <tr><td>2/3面</td><td>3,780</td></tr> <tr><td>半面</td><td>2,520</td></tr> <tr><td rowspan="3">1/3面</td><td>全面</td><td>1,890</td></tr> <tr><td>半面</td><td>1,260</td></tr> <tr><td>1/3面</td><td>630</td></tr> <tr><td rowspan="2">電気料</td><td>全灯</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>半灯</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>冷暖房料</td><td>全面</td><td>10,500</td></tr> <tr><td colspan="3">高校生以下は1/2</td></tr> <tr><td colspan="3">個人使用は市営体育館と同じ</td></tr> </table>	酒田市営体育館[3面]			入場料なし	全面	1,260	半面	630	1/4	310	入場料あり	全面	2,520	半面	1,260	1/4	630	電気料	全灯	1,500	半灯	750	個人使用	中学生以下	50	高校生	100	一般	210	亀ヶ崎記念会館[1面]			通常使用	全面	420	半面	210	電気料	全面	100	高校生以下は1/2			酒田市営南体育館[1面]			通常使用	全面	630	半面	310	電気料	全面	300	半面	150	高校生以下は1/2			酒田市営親子スポーツ会館[2面]			通常使用	全面	940	半面	470	電気料	全灯	500	半灯	250	高校生以下は1/2			個人使用は市営体育館と同じ			酒田市営国体記念体育館(大アリーナ)[3面]			入場料なし	全面	1,890	2/3面	1,260	半面	940	1/3面	全面	630	2/3面	3,780	半面	2,520	1/3面	全面	1,890	半面	1,260	1/3面	630	電気料	全灯	3,000	半灯	1,500	冷暖房料	全面	10,500	高校生以下は1/2			個人使用は市営体育館と同じ			<table border="1"> <tr><td colspan="3">八幡町体育館[2面]</td></tr> <tr><td rowspan="3">スポーツ使用</td><td>全館</td><td>1,200</td></tr> <tr><td>全面</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>半面</td><td>500</td></tr> <tr><td rowspan="3">スポーツ以外</td><td>全館</td><td>5,000</td></tr> <tr><td>全面</td><td>4,000</td></tr> <tr><td>半面</td><td>2,000</td></tr> <tr><td rowspan="2">電気料</td><td>全館</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>全面</td><td>1,000</td></tr> <tr><td rowspan="3">個人使用</td><td>半面</td><td>500</td></tr> <tr><td>小学生</td><td>30</td></tr> <tr><td>中学生</td><td>50</td></tr> <tr><td>高校生</td><td>100</td></tr> <tr><td>一般</td><td>200</td></tr> </table>	八幡町体育館[2面]			スポーツ使用	全館	1,200	全面	1,000	半面	500	スポーツ以外	全館	5,000	全面	4,000	半面	2,000	電気料	全館	1,500	全面	1,000	個人使用	半面	500	小学生	30	中学生	50	高校生	100	一般	200	<table border="1"> <tr><td colspan="3">松山町民体育館[2面]</td></tr> <tr><td rowspan="3">スポーツ使用</td><td>全館</td><td>5,040</td></tr> <tr><td>全面</td><td>4,400</td></tr> <tr><td>半面</td><td>2,520</td></tr> <tr><td rowspan="3">全館(夜間)</td><td>全館</td><td>9,440</td></tr> <tr><td>全面</td><td>8,180</td></tr> <tr><td>半面(夜間)</td><td>5,040</td></tr> <tr><td rowspan="3">スポーツ以外</td><td>全館</td><td>15,120</td></tr> <tr><td>全面</td><td>12,600</td></tr> <tr><td>半面</td><td>7,560</td></tr> <tr><td rowspan="3">全館(夜間)</td><td>全館</td><td>19,520</td></tr> <tr><td>全面(夜間)</td><td>16,380</td></tr> <tr><td>半面(夜間)</td><td>10,080</td></tr> <tr><td rowspan="3">個人使用</td><td>中学生以下</td><td>50</td></tr> <tr><td>勤労者・高校生・60歳以上</td><td>80</td></tr> <tr><td>一般</td><td>150</td></tr> <tr><td colspan="3">1回の使用は4時間以内</td></tr> </table>	松山町民体育館[2面]			スポーツ使用	全館	5,040	全面	4,400	半面	2,520	全館(夜間)	全館	9,440	全面	8,180	半面(夜間)	5,040	スポーツ以外	全館	15,120	全面	12,600	半面	7,560	全館(夜間)	全館	19,520	全面(夜間)	16,380	半面(夜間)	10,080	個人使用	中学生以下	50	勤労者・高校生・60歳以上	80	一般	150	1回の使用は4時間以内			<table border="1"> <tr><td colspan="3">平田町民体育館[1面]</td></tr> <tr><td rowspan="2">通常使用</td><td>全面</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>全灯</td><td>2,500</td></tr> <tr><td>電気料</td><td>半灯</td><td>1,500</td></tr> <tr><td colspan="3">興業や営利は5倍</td></tr> <tr><td colspan="3">平田町海洋センター[2面]</td></tr> <tr><td rowspan="2">通常使用</td><td>全面</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>半面</td><td>500</td></tr> <tr><td rowspan="2">冷暖房料</td><td>全面</td><td>400</td></tr> <tr><td>半面</td><td>200</td></tr> <tr><td colspan="3">興業や営利は5倍</td></tr> </table>	平田町民体育館[1面]			通常使用	全面	1,000	全灯	2,500	電気料	半灯	1,500	興業や営利は5倍			平田町海洋センター[2面]			通常使用	全面	1,000	半面	500	冷暖房料	全面	400	半面	200	興業や営利は5倍			<p>体育館についてはバスケットボール1面当たり1時間の使用料を600円として、料金の統一を図る。なお、消費税は外税形式とし10円未満は切り捨てる。また、電気料は現行のとおりとする。</p> <p>個人使用が可能な施設の使用料は、1回当たり、大人210円、大学・高校生100円、小・中学生50円として統一する。</p>
酒田市営体育館[3面]																																																																																																																																																																																																																																	
入場料なし	全面	1,260																																																																																																																																																																																																																															
	半面	630																																																																																																																																																																																																																															
	1/4	310																																																																																																																																																																																																																															
入場料あり	全面	2,520																																																																																																																																																																																																																															
	半面	1,260																																																																																																																																																																																																																															
	1/4	630																																																																																																																																																																																																																															
電気料	全灯	1,500																																																																																																																																																																																																																															
	半灯	750																																																																																																																																																																																																																															
個人使用	中学生以下	50																																																																																																																																																																																																																															
	高校生	100																																																																																																																																																																																																																															
	一般	210																																																																																																																																																																																																																															
亀ヶ崎記念会館[1面]																																																																																																																																																																																																																																	
通常使用	全面	420																																																																																																																																																																																																																															
	半面	210																																																																																																																																																																																																																															
電気料	全面	100																																																																																																																																																																																																																															
高校生以下は1/2																																																																																																																																																																																																																																	
酒田市営南体育館[1面]																																																																																																																																																																																																																																	
通常使用	全面	630																																																																																																																																																																																																																															
	半面	310																																																																																																																																																																																																																															
電気料	全面	300																																																																																																																																																																																																																															
	半面	150																																																																																																																																																																																																																															
高校生以下は1/2																																																																																																																																																																																																																																	
酒田市営親子スポーツ会館[2面]																																																																																																																																																																																																																																	
通常使用	全面	940																																																																																																																																																																																																																															
	半面	470																																																																																																																																																																																																																															
電気料	全灯	500																																																																																																																																																																																																																															
	半灯	250																																																																																																																																																																																																																															
高校生以下は1/2																																																																																																																																																																																																																																	
個人使用は市営体育館と同じ																																																																																																																																																																																																																																	
酒田市営国体記念体育館(大アリーナ)[3面]																																																																																																																																																																																																																																	
入場料なし	全面	1,890																																																																																																																																																																																																																															
	2/3面	1,260																																																																																																																																																																																																																															
	半面	940																																																																																																																																																																																																																															
1/3面	全面	630																																																																																																																																																																																																																															
	2/3面	3,780																																																																																																																																																																																																																															
	半面	2,520																																																																																																																																																																																																																															
1/3面	全面	1,890																																																																																																																																																																																																																															
	半面	1,260																																																																																																																																																																																																																															
	1/3面	630																																																																																																																																																																																																																															
電気料	全灯	3,000																																																																																																																																																																																																																															
	半灯	1,500																																																																																																																																																																																																																															
冷暖房料	全面	10,500																																																																																																																																																																																																																															
高校生以下は1/2																																																																																																																																																																																																																																	
個人使用は市営体育館と同じ																																																																																																																																																																																																																																	
八幡町体育館[2面]																																																																																																																																																																																																																																	
スポーツ使用	全館	1,200																																																																																																																																																																																																																															
	全面	1,000																																																																																																																																																																																																																															
	半面	500																																																																																																																																																																																																																															
スポーツ以外	全館	5,000																																																																																																																																																																																																																															
	全面	4,000																																																																																																																																																																																																																															
	半面	2,000																																																																																																																																																																																																																															
電気料	全館	1,500																																																																																																																																																																																																																															
	全面	1,000																																																																																																																																																																																																																															
個人使用	半面	500																																																																																																																																																																																																																															
	小学生	30																																																																																																																																																																																																																															
	中学生	50																																																																																																																																																																																																																															
高校生	100																																																																																																																																																																																																																																
一般	200																																																																																																																																																																																																																																
松山町民体育館[2面]																																																																																																																																																																																																																																	
スポーツ使用	全館	5,040																																																																																																																																																																																																																															
	全面	4,400																																																																																																																																																																																																																															
	半面	2,520																																																																																																																																																																																																																															
全館(夜間)	全館	9,440																																																																																																																																																																																																																															
	全面	8,180																																																																																																																																																																																																																															
	半面(夜間)	5,040																																																																																																																																																																																																																															
スポーツ以外	全館	15,120																																																																																																																																																																																																																															
	全面	12,600																																																																																																																																																																																																																															
	半面	7,560																																																																																																																																																																																																																															
全館(夜間)	全館	19,520																																																																																																																																																																																																																															
	全面(夜間)	16,380																																																																																																																																																																																																																															
	半面(夜間)	10,080																																																																																																																																																																																																																															
個人使用	中学生以下	50																																																																																																																																																																																																																															
	勤労者・高校生・60歳以上	80																																																																																																																																																																																																																															
	一般	150																																																																																																																																																																																																																															
1回の使用は4時間以内																																																																																																																																																																																																																																	
平田町民体育館[1面]																																																																																																																																																																																																																																	
通常使用	全面	1,000																																																																																																																																																																																																																															
	全灯	2,500																																																																																																																																																																																																																															
電気料	半灯	1,500																																																																																																																																																																																																																															
興業や営利は5倍																																																																																																																																																																																																																																	
平田町海洋センター[2面]																																																																																																																																																																																																																																	
通常使用	全面	1,000																																																																																																																																																																																																																															
	半面	500																																																																																																																																																																																																																															
冷暖房料	全面	400																																																																																																																																																																																																																															
	半面	200																																																																																																																																																																																																																															
興業や営利は5倍																																																																																																																																																																																																																																	
武道館	<table border="1"> <tr><td colspan="3">酒田市武道館[4面]</td></tr> <tr><td rowspan="3">通常使用</td><td>全面</td><td>1,680</td></tr> <tr><td>半面</td><td>840</td></tr> <tr><td>1/4面</td><td>420</td></tr> <tr><td rowspan="2">電気料</td><td>全灯</td><td>500</td></tr> <tr><td>半灯</td><td>250</td></tr> <tr><td>1/4灯</td><td>125</td></tr> <tr><td colspan="3">高校生以下は1/2</td></tr> <tr><td colspan="3">個人使用は市営体育館と同じ</td></tr> </table>	酒田市武道館[4面]			通常使用	全面	1,680	半面	840	1/4面	420	電気料	全灯	500	半灯	250	1/4灯	125	高校生以下は1/2			個人使用は市営体育館と同じ			<table border="1"> <tr><td colspan="3">修道館[2面]</td></tr> <tr><td rowspan="2">スポーツ使用</td><td>全館</td><td>500</td></tr> <tr><td>半面</td><td>250</td></tr> <tr><td rowspan="2">スポーツ以外</td><td>全館</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>半面</td><td>750</td></tr> <tr><td rowspan="2">電気料</td><td>全館</td><td>300</td></tr> <tr><td>半面</td><td>150</td></tr> <tr><td colspan="3">個人使用は町体育館と同じ</td></tr> </table>	修道館[2面]			スポーツ使用	全館	500	半面	250	スポーツ以外	全館	1,500	半面	750	電気料	全館	300	半面	150	個人使用は町体育館と同じ			<table border="1"> <tr><td colspan="3">平田町民体育館[1面]</td></tr> <tr><td>通常使用</td><td>全面</td><td>300</td></tr> <tr><td colspan="3">平田町海洋センター[2面]</td></tr> <tr><td>通常使用</td><td>全面</td><td>400</td></tr> <tr><td>冷暖房料</td><td>全面</td><td>160</td></tr> <tr><td colspan="3">興業や営利は5倍</td></tr> </table>	平田町民体育館[1面]			通常使用	全面	300	平田町海洋センター[2面]			通常使用	全面	400	冷暖房料	全面	160	興業や営利は5倍			<p>武道館については、酒田市は現行のとおりとし、各町の施設は1面(柔道・剣道)当たり1時間250円として統一を図る。なお、消費税は外税形式とし10円未満は切り捨てる。また、電気料は現行のとおりとする。</p>																																																																																																																																																															
酒田市武道館[4面]																																																																																																																																																																																																																																	
通常使用	全面	1,680																																																																																																																																																																																																																															
	半面	840																																																																																																																																																																																																																															
	1/4面	420																																																																																																																																																																																																																															
電気料	全灯	500																																																																																																																																																																																																																															
	半灯	250																																																																																																																																																																																																																															
1/4灯	125																																																																																																																																																																																																																																
高校生以下は1/2																																																																																																																																																																																																																																	
個人使用は市営体育館と同じ																																																																																																																																																																																																																																	
修道館[2面]																																																																																																																																																																																																																																	
スポーツ使用	全館	500																																																																																																																																																																																																																															
	半面	250																																																																																																																																																																																																																															
スポーツ以外	全館	1,500																																																																																																																																																																																																																															
	半面	750																																																																																																																																																																																																																															
電気料	全館	300																																																																																																																																																																																																																															
	半面	150																																																																																																																																																																																																																															
個人使用は町体育館と同じ																																																																																																																																																																																																																																	
平田町民体育館[1面]																																																																																																																																																																																																																																	
通常使用	全面	300																																																																																																																																																																																																																															
平田町海洋センター[2面]																																																																																																																																																																																																																																	
通常使用	全面	400																																																																																																																																																																																																																															
冷暖房料	全面	160																																																																																																																																																																																																																															
興業や営利は5倍																																																																																																																																																																																																																																	
テニスコート	<table border="1"> <tr><td colspan="3">酒田市営光ヶ丘テニスコート</td></tr> <tr><td colspan="3">酒田市営北テニスコート</td></tr> <tr><td colspan="3">酒田市営国体記念テニスコート</td></tr> <tr><td>通常使用</td><td>1面</td><td>420</td></tr> <tr><td>電気料</td><td>1面</td><td>500</td></tr> </table>	酒田市営光ヶ丘テニスコート			酒田市営北テニスコート			酒田市営国体記念テニスコート			通常使用	1面	420	電気料	1面	500				<p>テニスコートについては、現行の料金とする。</p>																																																																																																																																																																																																													
酒田市営光ヶ丘テニスコート																																																																																																																																																																																																																																	
酒田市営北テニスコート																																																																																																																																																																																																																																	
酒田市営国体記念テニスコート																																																																																																																																																																																																																																	
通常使用	1面	420																																																																																																																																																																																																																															
電気料	1面	500																																																																																																																																																																																																																															
その他の施設					<p>その他の施設については、現行の料金とする。</p>																																																																																																																																																																																																																												

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(17) 生涯学習関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (6)使用料については、現行のとおりとするもの以外は、統一する。

【芸術文化分科会】

使用料については、現行のとおりとする。
減免基準については、合併までに統一する。

所管部会・分科会 教育部会 芸術文化分科会

(単位：円)

歴史民俗資料施設	施設名	入館料(単位：円)						使用料(単位：円)				年間利用券		特別展示	備考
		一般成人		大学生・高校生		中学生・小学生		午前	午後	夜間	1日	一般	小・中・高	1日1回	
		個人	団体	個人	団体	個人	団体								
酒田市	酒田市資料館	100	70	50	30	50	30					3,000円以内で市長が定める額	500円以内で市長が定める額	1,000円以内で市長が定める額	
	旧燈屋	310	260	210	150	100	50								
	奉行所跡	無料													
	城輪柵跡	無料													
	旧白崎医院	無料													
松山町	松山町資料館	350	280	250	200	100	90					1,800	高・大1,300円 小・中 500円 法人5,000円		資料館、阿部記念館、天体観測館の3館通年共通券 2,500円
	阿部記念館	100	50	100	50	50	40								
平田町	旧阿部家	無料													

その他施設(1)	施設名	入館料(単位：円)						使用料(単位：円)		年間利用券		写真展示館は回数券(11枚つづり) 美術館は特別展示	備考
		一般成人		大学生・高校生		中学生・小学生		午前	午後	普通会員(2人まで)	特別会員(10人まで)		
		個人	団体	個人	団体	個人	団体						
酒田市	酒田市写真展示館	420	360	210	150	100	80			2,100	10,500	4,200	写真展示館、市美術館、本間美術館の3館共通券 1,410円
	酒田市美術館	520	420	260	210	100	50	2,620	2,620	2,520	12,600	1,500円以内で市長が定める額	

その他施設(2)	施設名	区分	使用料(単位：円)				備考
			午前	午後	夜間	全日	
			9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00	
酒田市	酒田市民会館(大ホール)	平日	20,300	30,500	40,600	81,200	
		土・日・休日	24,400	36,500	48,700	97,400	
		準備使用	50/100				

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(17) 生涯学習関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (7)施設整備計画については、現在の各市町の計画を新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会 教育部会 生涯学習分科会・体育分科会・芸術文化分科会

区 分	酒 田 市	八 幡 町	松 山 町	平 田 町
生涯学習関係	地区公民館整備計画 老朽化に伴う整備、利便性のための整備。	中央公民館整備計画 耐震診断の結果により、整備が必要。	老朽化地区公民館の整備の検討	老朽化地区分館の整備の検討
	コミュニティセンター整備計画	老朽化地区公民館の整備の検討 一條公民館は整備要望あり。	天体観測館整備計画	コミュニティセンター大規模改修計画
	公益研修センター多目的ホール整備計画			
体育関係	光ヶ丘陸上競技場公認更新計画 5年に1度、日本陸上競技連盟の公認を取得するための整備計画で平成17年度に検定が実施される。	トレーニングルームの改善	多目的運動公園周辺整備	町民体育館屋根改修工事
	光ヶ丘プール公認更新計画 5年に1度、日本水泳連盟50mプール公認を取得するための整備計画で平成18年度に検定が実施される。	升田スキー場整備	河川運動公園整備	総合運動公園整備計画
		町体育館暖房施設の改善	老朽体育施設再整備計画の検討	
芸術文化関係	庄内考古資料館整備計画 埋蔵文化財発掘調査の必要度が増加しているが、専門的知識を有する職員の養成は市町村単独では困難であることから、市町村文化財行政の指導体制を充実し、出土した遺物類を広く収集保管するとともに、庄内の埋蔵文化財及び出羽の国の歴史を紹介する施設として県・国に要望している。		構想：歴史公園整備事業	
			大手門瓦葺き替え事業	

協議第38号

協定項目24 - (3)

電算システムの取扱いについて

電算システムの取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

電算システムの取扱いについて
電算システムについては、合併時に稼働できるようにシステムの統合を図る。

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(3)	電算システムの取扱いについて
調整方針(案)	電算システムについては、合併時に稼働できるようにシステムの統合を図る。

所管部会・分科会 企画財政部会 情報企画分科会

合併に伴う電算システム統合に関する基本方針

1. 電算システム統合

- (1) 住民サービスの維持・向上を図るため、合併時の安全かつ確実な稼働、運用経費等の削減を図ることなどを基本的考え方とする。
- (2) システム統合にあたっては、既存システムの存在を必ずしも前提とせず最善の方法を考えることとし、既存システムを使用する場合には、データ統一、システム開発等の作業量や移行費用を抑えるため、人口規模の大きなところに合わせて合わせることも考慮する、移行が困難なシステムについては、新規システムを導入するものとし、標準化されたパッケージソフトを採用する。

(注1)

2. 各庁舎を結ぶネットワーク整備

- (1) 合併時に新市の各庁舎で電算システムが円滑に利用でき、現行どおりの住民サービスが提供できるよう、新市の広域ネットワークの整備を行う。
- (2) 整備にあたっては、各団体が整備した地域イントラ間を自設の光ファイバにより接続するものとし、安全性が最も高いループ型接続とする。

(注2)

(注3)

電算システム等の概要

分類	システム名	業 務 内 容
住民	住民情報	住民の転出転入等の管理および住民票発行
	印鑑	印鑑登録管理および証明書発行
	国民年金	国民年金加入者の資格管理
	国保	国民健康保険加入者の資格管理
	選挙	選挙人名簿の調整および投票所入場券発行
	戸籍	戸籍の管理および関係証明書発行
	住民基本台帳ネットワーク	住民票の広域交付および住民基本台帳カード発行
福祉	福祉医療	福祉医療受益者の管理および医療証発行
	老人医療	老人医療受益者の管理および医療証発行
	介護保険	介護保険対象者の資格管理および認定事務
	健康管理	各種健診の受診者・受診予定者の管理
	児童手当	児童手当の受給者管理および支給
	保育所入所負担金	保育所入退所管理および保育料算定
	福祉年金	福祉年金加入者の資格管理
税	住民税	住民税の賦課および納付書発行
	固定資産税	固定資産税の賦課および納付書発行
	国民健康保険税	国民健康保険税の賦課および納付書発行
	軽自動車税	二輪車並びに軽自動車の賦課および納付書発行
	税収納	税、保険料の収納管理
	税証明	各種税にかかる証明書発行
	家屋評価	家屋の評価計算

注1 パッケージ・ソフト

既成のソフトのこと。ここでは、製品化された業務用各種システムソフトのことをいう。

注2 地域イントラ

インターネットの技術を用いて構築される地域内ネットワークのこと。ここでは、地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを光ファイバで高速・超高速で接続する地域公共ネットワークのことをいう。

なお、地域イントラネット基盤施設整備事業(総務省の補助事業)により、酒田市が平成14年度に整備済み、平田町、松山町が平成15年度に整備、また八幡町が平成16年度に整備予定である。

注3 ループ型接続

施設間を接続する方法のひとつで、センターとなる施設(現在の市町庁舎)間を環状に接続することをいう。最も信頼性が高く安全な接続形態である。

協議第40号

協定項目5

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部 寿一

記

財産の取扱いについて
1市3町が所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目5	財産の取扱いについて
調整方針(案)	1市3町が所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会	企画財政部会 財政分科会
----------	--------------

1市3町の財産状況(平成16年3月31日現在)

1 公有財産

(1) 土地及び建物

(単位: m²)

区 分		全 体				酒 田 市				八 幡 町				松 山 町				平 田 町			
		土 地	建 物			土 地	建 物			土 地	建 物			土 地	建 物			土 地	建 物		
			木造	非木造	計		木造	非木造	計		木造	非木造	計		木造	非木造	計		木造	非木造	計
庁 舎		50,414	1,742	19,534	21,276	21,087	1,573	10,558	12,131	9,234		2,738	2,738	7,222	169	1,952	2,121	12,871		4,286	4,286
その他 の行政 財産	消防 施設	6,637	2,767	123	2,890	3,347	1,930	113	2,043	782				1,793	500	10	510	715	337		337
	その他 の施設	16,361	258	1,910	2,168	117	258		258					16,244		1,910	1,910				
公共用 財 産	学校	994,668	17,333	194,918	212,251	692,529	15,667	148,343	164,010	99,688	146	18,597	18,743	84,606	229	13,922	14,151	117,845	1,291	14,056	15,347
	公営 住宅	104,144	4,707	47,886	52,593	78,126	434	46,191	46,625	12,339	839	1,695	2,534	3,327	1,033		1,033	10,352	2,401		2,401
	公園	1,529,024	706	2,292	2,998	1,413,901	351	447	798	44,003	121		121	32,648	219	1,845	2,064	38,472	15		15
	その他 の施設	3,047,337	36,631	157,371	194,002	555,639	11,202	114,086	125,288	1,883,820	13,554	18,186	31,740	302,192	5,341	9,345	14,686	305,686	6,534	15,754	22,288
小 計		5,748,585	64,144	424,034	488,178	2,764,746	31,415	319,738	351,153	2,049,866	14,660	41,216	55,876	448,032	7,491	28,984	36,475	485,941	10,578	34,096	44,674
普通財産		1,575,048	3,086	6,372	9,458	559,862	1,806	4,062	5,868	656,032	129	786	915	10,334	197		197	348,820	954	1,524	2,478
山 林		7,100,808	0	0	0	2,231,971				3,639,559				687,459				541,819			
合 計		14,424,441	67,230	430,406	497,636	5,556,579	33,221	323,800	357,021	6,345,457	14,789	42,002	56,791	1,145,825	7,688	28,984	36,672	1,376,580	11,532	35,620	47,152

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目5	財産の取扱いについて
調整方針(案)	1市3町が所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会	企画財政部会 財政分科会
----------	--------------

(2) 山林

(単位: m²)

区分	全体	酒田市	八幡町	松山町	平田町
所有	7,100,808	2,231,971	3,639,559	687,459	541,819
分収	2,427,037	463,560	801,446	60,280	1,101,751
合計	9,527,845	2,695,531	4,441,005	747,739	1,643,570

(3) 動産

区分	全体	酒田市	八幡町	松山町	平田町
船舶	1隻	1隻			
	223 総トン	223 総トン			
し尿運搬船	1隻	1隻			
	92 総トン	92 総トン			
飛島海中体験丸	1隻	1隻			
	11.16 m	11.16 m			

(4) 物権

(単位: m²)

区分	全体	酒田市	八幡町	松山町	平田町
地上権	350.00	350.00			
地役権	548.41	548.41			
合計	898.41	898.41			

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目5	財産の取扱いについて
調整方針(案)	1市3町が所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会	企画財政部会 財政分科会
----------	--------------

(5) 無体財産

区 分	全 体	酒 田 市	八 幡 町	松 山 町	平 田 町
商 標 権	4 件	3 件			1 件
合 計	4 件	3 件			1 件

(6) 有価証券

(単位：円)

区 分	全 体	酒 田 市	八 幡 町	松 山 町	平 田 町
株 券	250,006,650	190,974,150	22,646,500	35,329,000	1,057,000
合 計	250,006,650	190,974,150	22,646,500	35,329,000	1,057,000

(7) 出資等による権利

(単位：円)

区 分	全 体	酒 田 市	八 幡 町	松 山 町	平 田 町
出 資 金	810,399,480	599,363,500	81,832,980	57,889,000	71,314,000
出 捐 金	628,725,800	567,662,800	31,567,200		29,495,800
預託金及び貸付金	651,388,021	643,373,021	2,321,000	2,278,000	3,416,000
合 計	2,090,513,301	1,810,399,321	115,721,180	60,167,000	104,225,800

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目5	財産の取扱いについて
調整方針(案)	1市3町が所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会	企画財政部会 財政分科会
----------	--------------

2 物 品(自動車)

(単位:台)

区 分	全 体	酒 田 市	八 幡 町	松 山 町	平 田 町
乗用車(普通・小型)	57	25	18	7	7
貨物車(普通・小型)	69	51	1	7	10
軽四輪車(普通・貨物)	30	12	3	7	8
バ ス	38	13	10	7	8
し尿収集車	5	3	2		
塵芥収集車	8	8			
消 防 車	64	44	8	2	10
特 殊 車	52	26	9	7	10
合 計	323	182	51	37	53

3 債 権

(単位:円)

区 分	全 体	酒 田 市	八 幡 町	松 山 町	平 田 町
高齢者住宅設備資金貸付金	11,219,349				11,219,349
八幡町病院事業会計長期貸付金	99,460,285		99,460,285		
育英資金貸付金	99,297,750				99,297,750
合 計	209,977,384		99,460,285		110,517,099

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目5	財産の取扱いについて
調整方針(案)	1市3町が所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会	企画財政部会 財政分科会
----------	--------------

4 基金

(単位:円)

区 分		全 体	酒 田 市	八 幡 町	松 山 町	平 田 町
(1) 財政調整基金	現 金	1,579,572,869	910,470,472	121,214,397	160,514,000	387,374,000
(2) 市債管理(減債)基金	現 金	1,142,391,740	819,789,720	73,094,020	834,000	248,674,000
(3) 土地開発基金	現 金	649,942,344	460,711,449	87,035,879	45,715,816	56,479,200
	貸付金	0				
	土 地	1,025,045,273	803,106,553	74,507,114	80,506,606	66,925,000
	計	1,674,987,617	1,263,818,002	161,542,993	126,222,422	123,404,200
(4) 総務、企画関係基金	現 金	847,452,799	798,567,359	47,921,440	730,000	234,000
(5) 施設整備関係基金	現 金	2,315,571,941	2,095,597,142	95,249,799	2,545,000	122,180,000
	有価証券	103,222,000	103,222,000			
	計	2,418,793,941	2,198,819,142	95,249,799	2,545,000	122,180,000
(6) 健康、福祉関係基金	現 金	1,077,717,376	755,011,951	150,486,425	44,065,000	128,154,000
(7) 上下水道等関係基金	現 金	241,962,871	0	177,150,871	23,912,000	40,900,000
(8) 産業関係基金	現 金	171,515,974	91,944,393	12,103,659	17,580,646	49,887,276
	貸付金	14,500,000	0	0	14,500,000	0
	計	186,015,974	91,944,393	12,103,659	32,080,646	49,887,276
(9) 教育、文化関係基金	現 金	537,035,864	481,631,222	5,342,000	28,262,642	21,800,000
	有価証券	1,225,000	1,225,000	0	0	0
	貸付金	13,382,000	0	0	13,382,000	0
	計	551,642,864	482,856,222	5,342,000	41,644,642	21,800,000
(10) 国民健康保険給付基金	現 金	1,020,105,833	613,644,635	145,235,356	129,434,000	131,791,842
合 計		10,740,643,884	7,934,921,896	989,340,960	561,981,710	1,254,399,318

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目5	財産の取扱いについて
調整方針(案)	1市3町が所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会	企画財政部会 財政分科会
----------	--------------

地方債残高(平成15年度決算)

(単位:百万円、%)

区 分	全 体			酒 田 市			八 幡 町			松 山 町			平 田 町			
	残高(A)	うち交付税 措置(B)	(A)-(B)	残高(A)	うち交付税 措置(B)	(A)-(B)	残高(A)	うち交付税 措置(B)	(A)-(B)	残高(A)	うち交付税 措置(B)	(A)-(B)	残高(A)	うち交付税 措置(B)	(A)-(B)	
普通会計	63,681	28,962	34,719	48,307	19,437	28,870	6,298	4,024	2,274	3,063	1,811	1,252	6,013	3,690	2,323	
特別会計・ 企業会計	公共下水道事業	33,489	17,119	16,370	28,863	14,497	14,366	2,471	1,286	1,185	2,155	1,336	819		0	
	農業集落排水事業	5,433	2,658	2,775	2,963	1,357	1,606	461	255	206	424	212	212	1,585	834	751
	合併処理浄化槽設置事業	175	93	82	50	25	25			0			0	125	68	57
	簡易排水事業	20	10	10			0			0	20	10	10			0
	水道事業	14,682	116	14,566	12,654	84	12,570			0	1,328	32	1,296	700		700
	簡易水道事業	863	279	584			0	863	279	584			0			0
	病院事業	2,777	946	1,831	2,267	840	1,427	510	106	404			0			0
	介護保険事業	274	0	274	254		254			0			0	20		20
	旅客定期航路事業	159	57	102	159	57	102			0			0			0
	国保事業(施設勘定)	27	19	8			0			0	27	19	8			0
飛島診療所	2	2	0	2	2	0										
合 計	121,582	50,261	71,321	95,519	36,299	59,220	10,603	5,950	4,653	7,017	3,420	3,597	8,443	4,592	3,851	

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目5	財産の取扱いについて
調整方針(案)	1市3町が所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会	企画財政部会 財政分科会
----------	--------------

債務負担行為の状況(平成15年度決算)

(単位:千円)

区 分	全 体		酒 田 市		八 幡 町		松 山 町		平 田 町	
	債務負担行為 限度額	平成16年度 以降の 支出予定額	債務負担行為 限度額	平成16年度 以降の 支出予定額	債務負担行為 限度額	平成16年度 以降の 支出予定額	債務負担行為 限度額	平成16年度 以降の 支出予定額	債務負担行為 限度額	平成16年度 以降の 支出予定額
1. 物件の購入等に係るもの	2,258,046	654,885	2,223,086	654,885					34,960	
(1)土地の購入に係るもの	2,034,960	525,735	2,000,000	525,735					34,960	
(2)その他の物件の購入に係るもの	223,086	129,150	223,086	129,150						
2. 債務保証又は損失補償に係るもの	4,077,730		4,000,000				77,730			
(1)地方三公社に係るもの	4,074,000		4,000,000				74,000			
(2)その他に係るもの	3,730						3,730			
3. その他	4,334,631	2,416,069	1,918,411	1,054,851	850,429	409,652	824,435	472,689	741,356	478,877
(1)利子補給等に係るもの	1,460,689	783,949	1,354,953	744,528	61,255	22,053	14,029	8,371	30,452	8,997
(ア)農林水産関係に係るもの	117,850	45,827	85,960	40,485	16,860	4,905	3,037	3	11,993	434
(イ)商工関係に係るもの										
(ウ)住宅関係に係るもの	73,846	34,079			44,395	17,148	10,992	8,368	18,459	8,563
(エ)その他	1,268,993	704,043	1,268,993	704,043						
(2)その他に係るもの	2,873,942	1,632,120	563,458	310,323	789,174	387,599	810,406	464,318	710,904	469,880
合 計	10,670,407	3,070,954	8,141,497	1,709,736	850,429	409,652	902,165	472,689	776,316	478,877